

< 参 考 資 料 >

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

対象業務名		区内事業者等への支援に関する業務		
主管部課名		区民生活部産業振興センター		
該当	点検事項	新規・変更	実施予定年月日	根拠法令等
	個人情報の保有等		令和 年 月 日	
	外部委託		令和 年 月 日	
	指定管理		令和 年 月 日	
	労働者派遣		令和 年 月 日	
○	目的外利用	新規	令和8年6月1日	
	外部提供		令和 年 月 日	
○	電算入力	新規	令和8年6月1日	
	外部結合		令和 年 月 日	
案件の概要	区内中小企業等のデジタル化を推進し、業務効率化や生産性向上、新事業の創出等を図るため、区内中小企業等のデジタル技術導入に要する経費の一部助成を実施する。 申請書類の簡素化を図るため、申請者の代表者が区民の場合は、申請要件である住民税の滞納がないことについて、納税状況等を目的外利用することで確認する。 また、申請から助成金交付までの進捗状況等を効率的かつ正確に管理するため、電子計算機組織への記録を行う。 【目的外利用】 特別区民税・都民税賦課徴収（特別徴収）及び特別区民税・都民税賦課徴収（普通徴収）から、「氏名」、「住所」、「納税状況」、「課税状況」を目的外利用する。 【電算入力】 電子計算機組織へ「氏名」を含む7項目を記録する。			
デジタル・セキュリティ部会での審議結果		令和 年 月 日		
		報告了承		
		以下のとおり		
		()		
備考				

目的外利用をした記録1

目的外利用をした業務の名称	(a) 区内事業者等への支援 に関する業務	
目的外利用をした業務の利用目的	区内事業者等を支援するため	
目的外利用の根拠	☐ 法第69条第1項(法令に基づく場合)	
	☒ 法第69条第2項第1号(本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき)	
	☐ 法第69条第2項第2号(相当の理由があるとき)	
目的外利用の方法	☐ 閲覧 ☐ 文書 ☒ 電子計算組織 ☐ その他:	
目的外利用をされた業務の名称	(b) 特別区民税・都民税賦課徴収(特別徴収) に関する業務	

項番	(a)が目的外利用した(b)の保有個人情報項目
1	氏名
2	住所
3	納税状況
4	課税状況
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	(a)が目的外利用した(b)の保有個人情報項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

自己点検表④-1(☑目的外利用・□外部提供)

業務の名称	区内事業者等への支援に関する業務
主管部課名	区民生活部産業振興センター
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	区内事業者等を支援するため

目的外利用	目的外利用を行う業務の名称	特別区民税・都民税賦課徴収(特別徴収)			
	部課名	課税課			
	目的外利用を行う理由	対象要件を確認するため			
外部提供	外部提供先の種別				
	外部提供先(詳細)				
	外部提供の方法			方法(詳細)	

No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)		No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)	
		業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉				業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉	
No		☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由	No		☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由
1	氏名	☑	対象要件を確認するため	11		☐	
2	住所	☑	対象要件を確認するため	12		☐	
3	納税状況	☑	対象要件を確認するため	13		☐	
4	課税状況	☑	対象要件を確認するため	14		☐	
5		☐		15		☐	
6		☐		16		☐	
7		☐		17		☐	
8		☐		18		☐	
9		☐		19		☐	
10		☐		20		☐	

自己点検表④-2(☑目的外利用・□外部提供)

業務の名称	区内事業者等への支援に関する業務
主管部課名	区民生活部産業振興センター
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	区内事業者等を支援するため

2. 目的外利用・外部提供に係る確認事項(第2号～第7号)			
・目的外利用又は外部提供を行うに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第2号～第7号〉			
☑	確認事項	具体的内容・具体的対応等	
☑	① 目的外利用又は外部提供を行う根拠は何か。〈第2号・第3号〉	根拠をプルダウンから選択⇒ ③【利用目的以外の目的の場合】法第69条第2項第1号 根拠 【目的外利用・利用目的以外の目的のための外部提供】 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。 具体的内容 【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】 申請書にて、納税状況等確認の同意を得る。	
無	② 法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき③及び④に規定する措置を講ずるか。〈第4号〉		
無	③ 法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第5号〉		
無	④ ③のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第6号〉		
無	⑤ 個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第7号〉		
3. 利用目的以外の目的のための外国にある第三者への外部提供に係る確認事項(第8号～第10号)			
利用目的以外の目的のために保有個人情報を外国にある第三者に提供する場合、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第8号～第10号〉			
☑	確認事項	具体的内容・具体的対応等	
無	⑥ 法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合にあつては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第8号〉		
無	⑦ 法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあつては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。〈第9号〉		
無	⑧ 法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供した場合にあつては、同項の規定に基づき必要な措置を講ずるか。〈第10号〉		

目的外利用をした記録2

目的外利用をした業務の名称	(a) 区内事業者等への支援 に関する業務	
目的外利用をした業務の利用目的	区内事業者等を支援するため	
目的外利用の根拠	☐ 法第69条第1項(法令に基づく場合)	
	☒ 法第69条第2項第1号(本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき)	
	☐ 法第69条第2項第2号(相当の理由があるとき)	
目的外利用の方法	☐ 閲覧 ☐ 文書 ☒ 電子計算組織 ☐ その他:	
目的外利用をされた業務の名称	(b) 特別区民税・都民税賦課徴収(普通徴収) に関する業務	

項番	(a)が目的外利用した(b)の保有個人情報項目
1	氏名
2	住所
3	納税状況
4	課税状況
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	(a)が目的外利用した(b)の保有個人情報項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

自己点検表④-1(☑目的外利用・□外部提供)

業務の名称	区内事業者等への支援に関する業務
主管部課名	区民生活部産業振興センター
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	区内事業者等を支援するため

目的外利用	目的外利用を行う業務の名称	特別区民税・都民税賦課徴収(普通徴収)			
	部課名	課税課、納税課			
	目的外利用を行う理由	対象要件を確認するため			
外部提供	外部提供先の種別				
	外部提供先(詳細)				
	外部提供の方法			方法(詳細)	

No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)		No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)	
		業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉				業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉	
No		☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由	No		☑	目的外利用又は外部提供が必要な理由
1	氏名	☑	対象要件を確認するため	11		☐	
2	住所	☑	対象要件を確認するため	12		☐	
3	納税状況	☑	対象要件を確認するため	13		☐	
4	課税状況	☑	対象要件を確認するため	14		☐	
5		☐		15		☐	
6		☐		16		☐	
7		☐		17		☐	
8		☐		18		☐	
9		☐		19		☐	
10		☐		20		☐	

自己点検表④-2(☑目的外利用・□外部提供)

業務の名称	区内事業者等への支援に関する業務
主管部課名	区民生活部産業振興センター
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	区内事業者等を支援するため

2. 目的外利用・外部提供に係る確認事項(第2号～第7号)			
・目的外利用又は外部提供を行うに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第2号～第7号〉			
☑	確認事項	具体的内容・具体的対応等	
☑	① 目的外利用又は外部提供を行う根拠は何か。〈第2号・第3号〉	根拠をプルダウンから選択⇒ ③【利用目的以外の目的の場合】法第69条第2項第1号	【目的外利用・利用目的以外の目的のための外部提供】 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
		根拠	
		具体的内容	【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】 申請書にて、納税状況等確認の同意を得る。
無	② 法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき③及び④に規定する措置を講ずるか。〈第4号〉		
無	③ 法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第5号〉		
無	④ ③のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第6号〉		
無	⑤ 個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第7号〉		
3. 利用目的以外の目的のための外国にある第三者への外部提供に係る確認事項(第8号～第10号)			
利用目的以外の目的のために保有個人情報を外国にある第三者に提供する場合、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第8号～第10号〉			
☑	確認事項	具体的内容・具体的対応等	
無	⑥ 法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合にあつては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第8号〉		
無	⑦ 法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあつては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。〈第9号〉		
無	⑧ 法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供した場合にあつては、同項の規定に基づき必要な措置を講ずるか。〈第10号〉		

電子計算組織への記録

電子計算組織 の名称	デジタル化推進事業進捗管理		
利用業務	No	利用業務名	利用部課名
	1	区内事業者等への支援	区民生活部産業振興センター
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		

項番	記録の項目
1	氏名
2	住所
3	電話番号
4	メールアドレス
5	役職
6	口座
7	申請状況
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	記録の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

自己点検表⑤-1(電算入力)

業務の名称	区内事業者等への支援に関する業務
主管部課名	区民生活部産業振興センター
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	区内事業者等を支援するため

システム名	デジタル化推進事業進捗管理
区の機関が管理する電子計算組織への記録を行う業務の内容 (電子計算組織の処理内容・利用方法)	申請状況・進捗管理を行う

No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の 範囲及び妥当性(第1号)	No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の 範囲及び妥当性(第1号)
		業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 <第1号>			業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 <第1号>
		☒ 電子計算組織への記録が必要な理由			☒ 電子計算組織への記録が必要な理由
1	氏名	☒ 申請から助成金交付までの進捗状況等を効率的かつ正確に管理するため	11		☐
2	住所	☒ 申請から助成金交付までの進捗状況等を効率的かつ正確に管理するため	12		☐
3	電話番号	☒ 申請から助成金交付までの進捗状況等を効率的かつ正確に管理するため	13		☐
4	メールアドレス	☒ 申請から助成金交付までの進捗状況等を効率的かつ正確に管理するため	14		☐
5	役職	☒ 申請から助成金交付までの進捗状況等を効率的かつ正確に管理するため	15		☐
6	口座	☒ 申請から助成金交付までの進捗状況等を効率的かつ正確に管理するため	16		☐
7	申請状況	☒ 申請から助成金交付までの進捗状況等を効率的かつ正確に管理するため	17		☐
8		☐	18		☐
9		☐	19		☐
10		☐	20		☐

自己点検表⑤-2(電算入力)

業務の名称	区内事業者等への支援に関する業務
主管部課名	区民生活部産業振興センター
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	区内事業者等を支援するため

2. 電子計算組織に係る確認事項(第2号～第5号)

・保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録するに当たっての確認事項<第2号>

☒ ①	対象者数 <第2号ア>	60	人	☒ ②	操作員数 <第2号イ>	9	人	☒ ③	操作員種別 <第2号ウ>	区職員	操作員の詳細 <第2号ウ関連>	
☒ ④	データ処理件数 <第2号エ>	60	件	☒ ⑤	操作端末種別 <第2号オ>	内部情報系端末 (switchPC)			(その他の場合) 操作端末の詳細 <第2号オ関連>			

・区の機関が管理する電子計算組織への記録に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。<第3号～第5号>

確認事項		確認事項への具体的対応・代替措置等	
☒ ⑥	保有個人情報の秘匿性等その内容(※)に応じて必要な措置を行うか。<第3号> ※特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度など	☒ バックアップ	自動で日次バックアップを行う
		☒ データの暗号化	システム環境はインターネットから分離されている。
		☒ ログの取得管理	ログ取得ソフトにより、随時自動で取得されたアクセスログを、課内で定期的に確認を行っている。
		☒ パスワード認証	区職員PCのログインに当たっては、個人のIDとパスワード認証を行う。また、パスワードは90日に1度変更を行う。
		無 ICカード認証	
		☒ 生体認証	区職員PCには生体認証を導入している。
		☒ データ持ち出し管理ソフトの導入	区職員PCにはデータ持ち出し管理ソフトを導入している。
		☒ ウイルス対策ソフトの導入	区職員PCにはウイルス対策ソフトを導入している。
☒ ⑦	アクセスする権限を有する職員等の範囲及び権限の内容を、業務を行う上で必要最小限の範囲に限定しているか。<第4号>	☒ 無停電電源装置(UPS)の導入	サーバに無停電電源装置を導入している。
		無 (その他)	
☒ ⑧	保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、保有個人情報の複製及び送信並びに保有個人情報が記録された媒体の外部への送付及び持ち出しができる場合を必要最小限に限定しているか。<第5号>	保有個人情報が記載された媒体の外部への送付及び持ち出しは行わない。	

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

対象業務名		クリーニング所に関する業務		
主管部課名		杉並保健所生活衛生課		
該当	点検事項	新規・変更	実施予定年月日	根拠法令等
○	個人情報の保有等	変更	令和8年6月16日	
	外部委託		令和 年 月 日	
	指定管理		令和 年 月 日	
	労働者派遣		令和 年 月 日	
	目的外利用		令和 年 月 日	
○	外部提供	変更	令和8年6月16日	
	電算入力		令和 年 月 日	
	外部結合		令和 年 月 日	
案件の概要	区では、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき、クリーニング師免許証の申請の受理及び免許証の交付等に関し、保健所を経由した東京都知事への進達事務等を行っている。 この事務について、クリーニング業法施行規則改正により、当該免許申請書に「性別」「個人番号」が追加されることになるため、新たに「性別」「個人番号」の保有及び東京都への外部提供を行う。 【保有】 新たに「性別」「個人番号」を保有する。 【外部提供】 東京都へ外部提供する項目に「性別」「個人番号」を追加する。			
デジタル・セキュリティ部会での審議結果		令和 年 月 日		
		報告了承		
		以下のとおり		
		()		
備考				

個人情報の保有の記録

業務の名称	クリーニング所		に関する業務
部課名	杉並保健所生活衛生課		
個人情報の利用目的	1. クリーニング所の開設状況を把握するため 2. クリーニング師の免許申請を受理するため		
対象となる個人の範囲	クリーニング所開設者、管理者、従事者 クリーニング師免許申請者		
個人情報の取得方法	☒ 本人から取得 ☒ 本人以外から取得		
	本人以外から取得の根拠又は理由	クリーニング業法第5条、第5条の3 クリーニング業法施行規則第1条の3、第2条、第2条の2、第2条の3、第2条の4 杉並区クリーニング業法施行細則第3条	
個人情報の記録の方法	☒ 文書(紙) ☐ 共有フォルダ ☒ 電子計算組織 ☐ その他:		
電子計算組織の名称 (記録項目は別紙「電子計算組織への記録」参照)	1	生活衛生システム	
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		

	基本情報	財産等の情報	心身等の情報	生活状況等の情報	社会活動等の情報
個人情報の記録の内容	氏名	施設の状況	傷病名・傷病歴 検査の結果		勤務先 資格の状況 講習会終了の状況 業を行おうとする場所
	住所				
	生年月日				
	続柄				
	電話番号				
	本籍				
	国籍				
	親族等の関係				
	性別				
	個人番号				

自己点検表①(個人情報の保有・本人以外からの個人情報の取得)

業務の名称	クリーニング所に関する業務
主管部課名	杉並保健所生活衛生課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	クリーニング師の免許申請を受理するため

対象となる個人の範囲 (第1号)	クリーニング師免許申請者
---------------------	--------------

No	保有する 個人情報の内容 ※下線は 要配慮個人情報	1. 個人情報の保有(第2号～第5号)			2. 本人以外からの個人情報の 取得(第6号)
		・保有する個人情報の利用 目的は何か。〈第2号〉 ・保有する個人情報を利用 目的の達成に必要な範囲を 超えていないか。〈第3号〉	・利用目的を変更する場合、 変更前の利用目的と相当の 関連性を有すると合理的に 認められる範囲か。〈第4号〉	・本人から直接書面(電磁的記 録を含む。)に記録された個人 情報を取得するときの利用目 的を明示する方法は何か。(法 第62条各号のいずれかに該当 する場合はその旨)〈第5号〉	・本人以外から個人情報を取得する 根拠法令又は相当の理由は何か。〈 第6号〉
		☒ 利用目的	☒ 変更前の利用目的 との相当の関連性	☒ 利用目的を明示する 方法等	☒ 根拠法令又は相当の理由
1	性別	☒ 免許証申請等受理のため	☐	☒ 申請書に記載	☐
2	個人番号	☒ 免許証申請等受理のため	☐	☒ 申請書に記載	☐
3		☐	☐	☐	☐
4		☐	☐	☐	☐
5		☐	☐	☐	☐
6		☐	☐	☐	☐
7		☐	☐	☐	☐
8		☐	☐	☐	☐
9		☐	☐	☐	☐
10		☐	☐	☐	☐

外部提供の記録1

業務の名称	クリーニング所			に関する業務
部課名	杉並保健所生活衛生課			
外部提供を受ける者	東京都			
外部提供を受ける者の利用目的	クリーニング師の免許証を交付するため			
外部提供の根拠	利用目的内の提供	☐ 法令根拠あり ☒ 相当の理由がある ☐ 法第69条第1項(法令に基づく場合)		
	利用目的以外のための提供	☐ 法第69条第2項第1号(本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき)		
		☐ 法第69条第2項第3号 ☐ 法第69条第2項第4号		
	上記の法令根拠又は相当の理由	特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例		
外部提供の方法	☐ 閲覧 ☒ 文書 ☐ 磁気媒体 ☐ 外部結合 ☐ その他:			
	外部結合による提供			
外部提供の相手方に求めた措置の内容				

項番	外部提供した保有個人情報の項目
1	氏名
2	住所
3	生年月日
4	本籍・国籍
5	電話番号
6	業を行おうとする場所
7	クリーニング師試験合格証書
8	登録番号
9	登録年月日
10	性別
11	個人番号
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	外部提供した保有個人情報の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

自己点検表④-1(□目的外利用・☑外部提供)

業務の名称	クリーニング所に関する業務
主管部課名	杉並保健所生活衛生課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	クリーニング師の免許申請を受理するため

目的外利用	目的外利用を行う業務の名称	
	部課名	
	目的外利用を行う理由	
外部提供	外部提供先の種別	行政機関
	外部提供先(詳細)	東京都
	外部提供の方法	文書

No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)	No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)
		業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉			業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉
		☒ 目的外利用又は外部提供が必要な理由			☒ 目的外利用又は外部提供が必要な理由
1	性別	☒ 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づく進達事務を行うため	11		☐
2	個人番号	☒ 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づく進達事務を行うため	12		☐
3		☐	13		☐
4		☐	14		☐
5		☐	15		☐
6		☐	16		☐
7		☐	17		☐
8		☐	18		☐
9		☐	19		☐
10		☐	20		☐

自己点検表④-2(□目的外利用・☑外部提供)

業務の名称	クリーニング所に関する業務
主管部課名	杉並保健所生活衛生課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	クリーニング師の免許申請を受理するため

2. 目的外利用・外部提供に係る確認事項(第2号～第7号)			
・目的外利用又は外部提供を行うに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第2号～第7号〉			
☑	確認事項	具体的内容・具体的対応等	
☑	① 目的外利用又は外部提供を行う根拠は何か。〈第2号・第3号〉	根拠をプルダウンから選択⇒ ①【利用目的内の場合】外部提供を行う法令根拠又は相当の理由がある 根拠 【利用目的のための外部提供】保有個人情報外部提供する法令根拠又は相当の理由があるとき。 具体的内容 【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例	
無	② 法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき③及び④に規定する措置を講ずるか。〈第4号〉		
無	③ 法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第5号〉		
無	④ ③のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第6号〉		
☑	⑤ 個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第7号〉	提供する個人情報は全て業務に必要なものであるため、当該措置は講じない。	
3. 利用目的以外の目的のための外国にある第三者への外部提供に係る確認事項(第8号～第10号)			
利用目的以外の目的のために保有個人情報を外国にある第三者に提供する場合、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第8号～第10号〉			
☑	確認事項	具体的内容・具体的対応等	
無	⑥ 法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合にあつては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第8号〉		
無	⑦ 法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあつては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。〈第9号〉		
無	⑧ 法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供した場合にあつては、同項の規定に基づき必要な措置を講ずるか。〈第10号〉		

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

対象業務名	小児慢性特定疾病医療費助成に関する業務			
主管部課名	杉並保健所保健サービス課			
該当	点検事項	新規・変更	実施予定年月日	根拠法令等
○	個人情報の保有等	変更	令和8年4月30日	児童福祉法、児童福祉法施行令、児童福祉法施行規則等
○	外部委託	新規	令和8年4月30日	
○	目的外利用	新規	令和8年11月1日	
○	外部提供	新規	令和8年11月1日	
○	電算入力	新規	令和8年4月30日	
○	外部結合	新規	令和8年11月1日	
案件の概要	区では、小児慢性特定疾病医療費助成制度について東京都への進達事務を実施しているが、令和8年11月に区立児童相談所を設置することに伴い、以下の事務が東京都から移管される。 1. 小児慢性特定疾病医療費支給認定に係る医療意見書の医学審査、資格要件等の判定 2. 小児慢性特定疾病審査会の運営 3. 小児慢性特定疾病医療費支給認定を受けた者への医療受給者証の交付 4. 小児慢性特定疾病医療費の支給 5. 指定小児慢性特定疾病医療機関・指定医の指定 6. 厚生労働省が設置する小児慢性特定疾病児童等データベース(以下「国DB」という。)への以下の処理 ア:指定医情報の登録 イ:小児慢性特定疾病医療費支給認定に当たり、指定医が国DBを利用して作成した医療意見書の確認及び指定医が国DBを利用せずに作成し、提出された医療意見書の登録 ウ:医療費支給認定結果及び受給者情報の登録 上記1～6の事務処理に当たり、以下の通り患児及び保護者等の個人情報を取り扱う。 【個人情報の保有等】 ・利用目的を変更し、対象となる個人の範囲に「指定医」を追加する。 ・記録の内容に「所得区分」他11項目を追加する。 【外部委託】 ・小児慢性特定疾病医療費助成システムの設置に伴う、東京都からのデータ移行作業及びシステムの運用・保守を委託する。 ・診療報酬明細書審査支払事務を東京都国民健康保険団体連合会、社会保険診療報酬支払基金東京支部に委託する。 【目的外利用】 小児慢性特定疾病医療費支給認定の資格要件、所得区分判定のために、国民健康保険資格情報、後期高齢医療資格情報、特別区民税情報、生活保護情報を目的外利用する。 【外部提供・外部結合】 小児慢性特定疾病に係る情報の提供及び医療意見書の提供、取得に当たり、厚生労働省が設置するデータベースにLGWAN回線で外部結合を行う。 【外部提供】 ・小児慢性特定疾病医療費支給認定を受けている者が転出先で資格継続を申請する際に必要な資格情報を転出先自治体に提供する。 ・小児慢性特定疾病医療支援に係る高額療養費の支給について、正確な患者負担額を算出するため、被用者保険の保険者に必要な情報を提供する。 【電算入力】 小児慢性特定疾病医療費助成システムを新たに設置する。			
	デジタル・セキュリティ部会での審議結果	令和 年 月 日 報告了承 以下のとおり ()		
備考				

個人情報の保有の記録

業務の名称	小児慢性特定疾病医療費助成		に関する業務
部課名	杉並保健所保健サービス課		
個人情報の利用目的	・小児慢性特定疾病医療費助成の申請受理のため ・小児慢性特定疾病医療費助成制度に係る以下の業務を行うため (小児慢性特定疾病医学審査の実施、小児慢性特定疾病審査会の運営、医療受給者証の交付、小児慢性特定疾病医療費の支給、指定小児慢性特定疾病医療機関の指定・指定医の指定、小児慢性特定疾病児童等データベースへの情報の登録及び利用) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定された事務を行うため		
対象となる個人の範囲	小児慢性特定疾病医療費支給認定申請者、対象児童等、世帯構成員、 <u>指定医</u>		
個人情報の取得方法	☒ 本人から取得 ☐ 本人以外から取得の根拠又は理由	☒ 本人以外から取得 児童福祉法、児童福祉法施行規則	
個人情報の記録の方法	☒ 文書(紙) ☐ 共有フォルダ ☒ 電子計算組織 ☐ その他:		
電子計算組織の名称 (記録項目は別紙「電子計算組織への記録」参照)	1	<u>小児慢性特定疾病医療費助成システム</u>	
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		

	基本情報	財産等の情報	心身等の情報	生活状況等の情報	社会活動等の情報
個人情報の記録の内容	氏名	税額等の状況	健康状態	家族構成	<u>資格の状況(指定医)</u>
	住所	収入の状況	傷病等の状況	扶養関係	<u>職歴(指定医)</u>
	性別	<u>所得区分</u>	身体障害の状況	医療保険加入状況	
	生年月日	<u>口座情報</u>	知的障害の状況	受給者番号	
	続柄		精神障害の状況	生活保護受給状況	
	電話番号		検診の結果	<u>医療制度受給状況</u>	
	メールアドレス		検査の結果	<u>申請の状況</u>	
	個人番号		医療機関名	<u>決定の状況</u>	
	<u>アクセスキー</u>		診断結果の状況		
			<u>重症度</u>		
		<u>診療の状況</u>			
		<u>医学審査の結果</u>			

自己点検表①(個人情報の保有・本人以外からの個人情報の取得)

業務の名称	小児慢性特定疾病医療費助成に関する業務
主管部課名	杉並保健所保健サービス課
業務の根拠法令等	児童福祉法、児童福祉法施行規則
利用目的(全体)	小児慢性特定疾病医療費助成のため

対象となる個人の範囲 (第1号)	小児慢性特定疾病医療費支給認定申請者、対象児童等、世帯構成員、指定医
---------------------	------------------------------------

No	保有する 個人情報の内容 ※下線は 要配慮個人情報	1. 個人情報の保有(第2号～第5号)			2. 本人以外からの個人情報の取得(第6号)
		・保有する個人情報の利用目的は何か。〈第2号〉 ・保有する個人情報が利用目的の達成に必要な範囲を超えていないか。〈第3号〉	・利用目的を変更する場合、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲か。〈第4号〉	・本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された個人情報を取得するときの利用目的を明示する方法は何か。(法第62条各号のいずれかに該当する場合はその旨)〈第5号〉	・本人以外から個人情報を取得する根拠法令又は相当の理由は何か。〈第6号〉
		利用目的	変更前の利用目的との相当の関連性	利用目的を明示する方法等	根拠法令又は相当の理由
1	所得区分	小児慢性医療費月額自己負担上限額を定めるため			所得額から判定されるため 児童福祉法施行令第22条第1項 児童福祉法施行規則第7条の9
2	口座情報	小児慢性特定疾病医療費を給付するため。		法第62条第4号該当 (取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき)	
3	重症度	小児慢性医療費月額自己負担上限額を定めるため		法第62条第4号該当 (取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき)	児童福祉法施行規則第7条の9
4	アクセスキー	医学審査のため		法第62条第4号該当 (取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき)	
5	診療の状況	小児慢性特定疾病医療費を給付するため。		法第62条第4号該当 (取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき)	児童福祉法第19条の20
6	医学審査の結果	小児慢性特定疾病医療費助成認定の可否に必要なため			区の審査により記録されるため
7	医療制度受給状況	医療費助成資格確認のため 小児慢性医療費月額自己負担上限額を定めるため		法第62条第4号該当 (取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき)	児童福祉法施行令第22条第2項 児童福祉法施行規則第7条の9
8	申請の状況	小児慢性特定疾病医療費助成の審査、認定をするため			区の事務処理により記録されるため
9	決定の状況	小児慢性特定疾病医療費助成の審査決定をするため			区の事務処理により記録されるため
10	資格の状況(指定医)	指定医認定のため		法第62条第4号該当 (取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき)	

保有する 個人情報の内容 ※下線は 要配慮個人情報		1. 個人情報の保有(第2号～第5号)			2. 本人以外からの個人情報の取得(第6号)	
		・保有する個人情報の利用目的は何か。〈第2号〉 ・保有する個人情報が利用目的の達成に必要な範囲を超えていないか。〈第3号〉	・利用目的を変更する場合、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲か。〈第4号〉	・本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された個人情報を取得するときの利用目的を明示する方法は何か。(法第62条各号のいずれかに該当する場合はその旨)〈第5号〉	・本人以外から個人情報を取得する根拠法令又は相当の理由は何か。〈第6号〉	
		☒ 利用目的	☒ 変更前の利用目的との相当の関連性	☒ 利用目的を明示する方法等	☒ 根拠法令又は相当の理由	
No						
11	職歴(指定医)	☒ 指定医認定のため	☐	☒ 法第62条第4号該当 (取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき)	☐	
12		☐	☐	☐	☐	
13		☐	☐	☐	☐	
14		☐	☐	☐	☐	
15		☐	☐	☐	☐	
16		☐	☐	☐	☐	
17		☐	☐	☐	☐	
18		☐	☐	☐	☐	
19		☐	☐	☐	☐	
20		☐	☐	☐	☐	
21		☐	☐	☐	☐	
22		☐	☐	☐	☐	
23		☐	☐	☐	☐	

外部委託の記録1

業務の名称	小児慢性特定疾病医療費助成		に関する業務
部課名	杉並保健所保健サービス課		
委託先の区分	民間事業者(データ移行・システム運用及び保守)		
委託の期間	☐ 単年度 ☒ 継続		
委託の内容	・小児慢性特定疾病受給者情報、指定医情報、指定小児慢性特定疾指定医療機関のシステムへのデータ移行作業 ・システムの運用及び保守		
再委託の内容・理由			
委託の条件	☒ 個人情報に関する秘密保持	☒ 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応	
	☒ 個人情報の目的外利用の禁止	☒ 個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄	
	☒ 保有個人情報に係る業務の再委託の制限	☒ 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任	
	☒ 個人情報の第三者への提供の制限	☒ 契約内容の遵守状況についての定期的報告	
	☒ 個人情報の複製等の制限	☒ 個人情報の取扱状況を把握するための監査等	
	☒ 個人情報の安全管理措置	☒ 関係法令の遵守	
個人情報の授受の方法	☐ 閲覧 ☐ 文書 ☐ 磁気媒体 ☐ 外部結合 ☒ その他: サーバに保管 外部結合による授受		

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
1	氏名
2	住所
3	性別
4	生年月日
5	続柄
6	メールアドレス
7	電話番号
8	税額等の状況
9	収入の状況
10	所得区分
11	口座情報
12	傷病等の状況
13	検診の結果
14	検査の結果
15	医療機関名
16	診断結果の状況
17	重症度
18	アクセスキー
19	診療の状況
20	扶養関係
21	医療保険加入状況
22	受給者番号
23	生活保護受給状況
24	医療制度受給状況
25	申請の状況

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
26	決定の状況
27	資格の状況(指定医)
28	職歴(指定医)
29	医学審査の結果
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

自己点検表②-1(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	小児慢性特定疾病医療費助成に関する業務
主管部課名	杉並保健所保健サービス課
業務の根拠法令等	児童福祉法、児童福祉法施行規則
利用目的(全体)	小児慢性特定疾病医療費助成のため

委託先又は指定管理者 に行わせる業務の内容 ＜第1号＞	ア	データ移行
	イ	システム運用、保守
	ウ	
	エ	
再委託等を行う業務の内容 (再委託等を行う場合)		

No	委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	委託先等が取扱う保有個人情報 (業務別)				1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号)	
						・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。〈第5号〉	
		ア	イ	ウ	エ	☒	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
1	氏名	☐	☐			☒	運用保守するデータベースに含まれるため
2	住所	☐	☐			☒	運用保守するデータベースに含まれるため
3	性別	☐	☐			☒	運用保守するデータベースに含まれるため
4	生年月日	☐	☐			☒	運用保守するデータベースに含まれるため
5	続柄	☐	☐			☒	運用保守するデータベースに含まれるため
6	メールアドレス	☐	☐			☒	運用保守するデータベースに含まれるため
7	電話番号	☐	☐			☒	運用保守するデータベースに含まれるため
8	税額等の状況	☐	☐			☒	運用保守するデータベースに含まれるため
9	収入の状況	☐	☐			☒	運用保守するデータベースに含まれるため
10	所得区分	☐	☐			☒	運用保守するデータベースに含まれるため

委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は 要配慮個人情報		委託先等が取扱う保有 個人情報 (業務別)				1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号)	
						・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。 〈第5号〉	
						委託先等に取り扱わせることが必要な理由	
No		ア	イ	ウ	エ		
11	口座情報		○			☒	運用保守するデータベースに含まれるため
12	傷病等の状況	○	○			☒	運用保守するデータベースに含まれるため
13	検診の結果	○	○			☒	運用保守するデータベースに含まれるため
14	検査の結果	○	○			☒	運用保守するデータベースに含まれるため
15	医療機関名	○	○			☒	運用保守するデータベースに含まれるため
16	診断結果の状況	○	○			☒	運用保守するデータベースに含まれるため
17	重症度	○	○			☒	運用保守するデータベースに含まれるため
18	アクセスキー		○			☒	運用保守するデータベースに含まれるため
19	診療の状況		○			☒	運用保守するデータベースに含まれるため
20	扶養関係	○	○			☒	運用保守するデータベースに含まれるため
21	医療保険加入状況	○	○			☒	運用保守するデータベースに含まれるため
22	受給者番号	○	○			☒	運用保守するデータベースに含まれるため
23	生活保護受給状況	○	○			☒	運用保守するデータベースに含まれるため
24	医療制度受給状況	○	○			☒	運用保守するデータベースに含まれるため
25	申請の状況	○	○			☒	運用保守するデータベースに含まれるため

委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は 要配慮個人情報		委託先等が取扱う保有 個人情報 (業務別)				1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号)	
						・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。 ＜第5号＞	
		No		ア	イ	ウ	エ
26	決定の状況	○	○			☑	運用保守するデータベースに含まれるため
27	資格の状況(指定医)	○	○			☑	運用保守するデータベースに含まれるため
28	職歴(指定医)	○	○			☑	運用保守するデータベースに含まれるため
29	医学審査の結果	○	○			☑	運用保守するデータベースに含まれるため
30						☐	
31						☐	
32						☐	
33						☐	
34						☐	
35						☐	
36						☐	
37						☐	
38						☐	
39						☐	
40						☐	

自己点検表②-2(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	小児慢性特定疾病医療費助成に関する業務
主管部課名	杉並保健所保健サービス課
業務の根拠法令等	児童福祉法、児童福祉法施行規則
利用目的(全体)	小児慢性特定疾病医療費助成のため

2. 委託先又は指定管理者が取り扱う個人情報の重要度に応じ、委託事業者又は指定管理者の選定に関する選定基準等を定めているか。〈第2号〉	
☑	選定に使用した選定基準等
☑ ①	個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン
3. 委託先又は指定管理者に係る契約条項(第3号)	
・契約の締結に当たり、次の事項を契約書等に明記するか。〈第3号〉	
☑	契約書等への記載事項
☑ ②	個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務に関する事項〈第3号ア〉
☑ ③	【外部委託の場合】再委託の制限又は事前承認等の再委託に係る条件等に関する事項(当該再委託先が、委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。))である場合も同様とする。〈第3号イ〉
無	④ 【指定管理者の場合】委託の制限又は事前承認等の委託に係る条件等に関する事項(当該委託先が、指定管理者の子会社である場合も同様とする。)<第3号ウ>
☑ ⑤	個人情報の第三者への提供の制限に関する事項〈第3号エ〉
☑ ⑥	個人情報の複製等の制限に関する事項〈第3号オ〉
☑ ⑦	個人情報の安全管理措置に関する事項〈第3号カ〉
☑ ⑧	個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項〈第3号キ〉
☑ ⑨	委託終了時における個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄に関する事項〈第3号ク〉
☑ ⑩	法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項〈第3号ケ〉
☑ ⑪	【外部委託の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(再委託先の監査等に関する事項を含む。)<第3号コ>
無	⑫ 【指定管理者の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び指定管理者における個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(指定管理者の委託先の監査等に関する事項を含む。)<第3号サ>
☑ ⑬	関係法令の遵守に関する事項〈第3号シ〉
4. 委託先又は指定管理者に係る確認事項(第4号、第6号～第10号)	
・委託先又は指定管理者に業務を行わせるに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第4号、第6号～第10号〉	
☑	確認事項
☑ ⑭	委託先又は指定管理者における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するか。〈第4号〉
☑ ⑮	委託する業務又は指定管理者が行う業務に係る保有個人情報の秘密性等その内容及びその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行うか。〈第6号〉
☑ ⑯	【外部委託の場合】委託先が再委託を行う場合、委託先に、再委託先に行わせる業務の内容、取り扱う保有個人情報の範囲及びその妥当性の確認並びに①～⑭の措置を講じさせ、再委託される業務に係る保有個人情報の秘密性等その内容に応じて委託先を通じて又は個人情報保護管理責任者自らが⑮の措置を実施するか。(保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合(再々委託以降に委託を行う場合を含む。))を含む。)<第7号>
無	⑰ 【指定管理者の場合】指定管理者が委託を行う場合、指定管理者に、⑯の外部委託の例により必要な措置を講じさせるか。〈第8号〉
☑ ⑱	委託先又は指定管理者に個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、委託する業務又は指定管理者が行う業務の内容、保有個人情報の秘密性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第9号〉
☑ ⑲	委託先又は指定管理者との個人情報の授受に当たり、漏えい等を防止するために必要な措置を講ずるか。〈第10号〉

外部委託の記録2

業務の名称	小児慢性特定疾病医療費助成		に関する業務
部課名	杉並保健所保健サービス課		
委託先の区分	東京都国民健康保険団体連合会		
委託の期間	☐ 単年度 ☒ 継続		
委託の内容	公費負担にかかる診療(調剤)報酬請求書・明細書、訪問看護療養費請求書・明細書の審査・支払事務		
再委託の内容・理由			
委託の条件	☒ 個人情報に関する秘密保持	☒ 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応	
	☒ 個人情報の目的外利用の禁止	☒ 個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄	
	☒ 保有個人情報に係る業務の再委託の制限	☒ 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任	
	☒ 個人情報の第三者への提供の制限	☒ 契約内容の遵守状況についての定期的報告	
	☒ 個人情報の複製等の制限	☒ 個人情報の取扱状況を把握するための監査等	
	☒ 個人情報の安全管理措置	☒ 関係法令の遵守	
個人情報の授受の方法	☐ 閲覧 ☐ 文書 ☐ 磁気媒体 ☐ 外部結合 ☒ その他: CD		
	外部結合による授受		

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
1	氏名
2	住所
3	性別
4	生年月日
5	続柄
6	電話番号
7	診療の状況
8	傷病等の状況
9	医療機関名
10	医療保険加入状況
11	受給者番号
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

自己点検表②-1(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	小児慢性特定疾病医療費助成に関する業務
主管部課名	杉並保健所保健サービス課
業務の根拠法令等	児童福祉法、児童福祉法施行規則
利用目的(全体)	小児慢性特定疾病医療費助成のため

委託先又は指定管理者 に行わせる業務の内容 〈第1号〉	ア	公費負担にかかる診療報酬請求書・明細書の審査及び支払い事務
	イ	
	ウ	
	エ	
再委託等を行う業務の内容 (再委託等を行う場合)		

No	委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	委託先等が取扱う保有個人情報 (業務別)				1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号)	
		ア	イ	ウ	エ	☑	・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。〈第5号〉
1	氏名	○				☑	指定小児慢性特定疾病医療機関の診療内容及び医療費の請求を審査し、支払いをするため
2	住所	○				☑	指定小児慢性特定疾病医療機関の診療内容及び医療費の請求を審査し、支払いをするため
3	性別	○				☑	指定小児慢性特定疾病医療機関の診療内容及び医療費の請求を審査し、支払いをするため
4	生年月日	○				☑	指定小児慢性特定疾病医療機関の診療内容及び医療費の請求を審査し、支払いをするため
5	続柄	○				☑	指定小児慢性特定疾病医療機関の診療内容及び医療費の請求を審査し、支払いをするため
6	電話番号	○				☑	指定小児慢性特定疾病医療機関の診療内容及び医療費の請求を審査し、支払いをするため
7	<u>診療の状況</u>	○				☑	指定小児慢性特定疾病医療機関の診療内容及び医療費の請求を審査し、支払いをするため
8	<u>傷病等の状況</u>	○				☑	指定小児慢性特定疾病医療機関の診療内容及び医療費の請求を審査し、支払いをするため
9	医療機関名	○				☑	指定小児慢性特定疾病医療機関の診療内容及び医療費の請求を審査し、支払いをするため
10	医療保険加入状況	○				☑	指定小児慢性特定疾病医療機関の診療内容及び医療費の請求を審査し、支払いをするため

委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は 要配慮個人情報		委託先等が取扱う保有 個人情報 (業務別)				1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号)	
						・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。 〈第5号〉	
						委託先等に取り扱わせることが必要な理由	
No		ア	イ	ウ	エ	☒	
11	受給者番号	○				☒	指定小児慢性特定疾病医療機関の診療内容及び医療費の請求を審査し、支払いをするため
12						☐	
13						☐	
14						☐	
15						☐	
16						☐	
17						☐	
18						☐	
19						☐	
20						☐	
21						☐	
22						☐	
23						☐	
24						☐	

自己点検表②-2(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	小児慢性特定疾病医療費助成に関する業務
主管部課名	杉並保健所保健サービス課
業務の根拠法令等	児童福祉法、児童福祉法施行規則
利用目的(全体)	小児慢性特定疾病医療費助成のため

2. 委託先又は指定管理者が取り扱う個人情報の重要度に応じ、委託事業者又は指定管理者の選定に関する選定基準等を定めているか。〈第2号〉	
☑	選定に使用した選定基準等
☑ ①	個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン
3. 委託先又は指定管理者に係る契約条項(第3号)	
・契約の締結に当たり、次の事項を契約書等に明記するか。〈第3号〉	
☑	契約書等への記載事項
☑ ②	個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務に関する事項〈第3号ア〉
☑ ③	【外部委託の場合】再委託の制限又は事前承認等の再委託に係る条件等に関する事項(当該再委託先が、委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。))である場合も同様とする。〈第3号イ〉
無	④ 【指定管理者の場合】委託の制限又は事前承認等の委託に係る条件等に関する事項(当該委託先が、指定管理者の子会社である場合も同様とする。〈第3号ウ〉
☑ ⑤	個人情報の第三者への提供の制限に関する事項〈第3号エ〉
☑ ⑥	個人情報の複製等の制限に関する事項〈第3号オ〉
☑ ⑦	個人情報の安全管理措置に関する事項〈第3号カ〉
☑ ⑧	個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項〈第3号キ〉
☑ ⑨	委託終了時における個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄に関する事項〈第3号ク〉
☑ ⑩	法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項〈第3号ケ〉
☑ ⑪	【外部委託の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(再委託先の監査等に関する事項を含む。〈第3号コ〉
無	⑫ 【指定管理者の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び指定管理者における個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(指定管理者の委託先の監査等に関する事項を含む。〈第3号サ〉
☑ ⑬	関係法令の遵守に関する事項〈第3号シ〉
4. 委託先又は指定管理者に係る確認事項(第4号、第6号～第10号)	
・委託先又は指定管理者に業務を行わせるに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第4号、第6号～第10号〉	
☑	確認事項
☑ ⑭	委託先又は指定管理者における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するか。〈第4号〉
☑ ⑮	委託する業務又は指定管理者が行う業務に係る保有個人情報の秘密性等その内容及びその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行うか。〈第6号〉
☑ ⑯	【外部委託の場合】委託先が再委託を行う場合、委託先に、再委託先に行わせる業務の内容、取り扱う保有個人情報の範囲及びその妥当性の確認並びに①～⑭の措置を講じさせ、再委託される業務に係る保有個人情報の秘密性等その内容に応じて委託先を通じて又は個人情報保護管理責任者自らが⑮の措置を実施するか。(保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合(再々委託以降に委託を行う場合を含む。))を含む。〈第7号〉
無	⑰ 【指定管理者の場合】指定管理者が委託を行う場合、指定管理者に、⑯の外部委託の例により必要な措置を講じさせるか。〈第8号〉
☑ ⑱	委託先又は指定管理者に個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、委託する業務又は指定管理者が行う業務の内容、保有個人情報の秘密性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第9号〉
☑ ⑲	委託先又は指定管理者との個人情報の授受に当たり、漏えい等を防止するために必要な措置を講ずるか。〈第10号〉

外部委託の記録3

業務の名称	小児慢性特定疾病医療費助成		に関する業務
部課名	杉並保健所保健サービス課		
委託先の区分	社会保険診療報酬支払基金東京支部		
委託の期間	☐ 単年度 ☒ 継続		
委託の内容	公費負担にかかる診療報酬明細書の審査及び支払事務		
再委託の内容・理由			
委託の条件	☒ 個人情報に関する秘密保持	☒ 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応	
	☒ 個人情報の目的外利用の禁止	☒ 個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄	
	☒ 保有個人情報に係る業務の再委託の制限	☒ 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任	
	☒ 個人情報の第三者への提供の制限	☒ 契約内容の遵守状況についての定期的報告	
	☒ 個人情報の複製等の制限	☒ 個人情報の取扱状況を把握するための監査等	
	☒ 個人情報の安全管理措置	☒ 関係法令の遵守	
個人情報の授受の方法	☐ 閲覧 ☐ 文書 ☐ 磁気媒体 ☐ 外部結合 ☒ その他: CD 外部結合による授受		

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
1	氏名
2	住所
3	性別
4	生年月日
5	続柄
6	電話番号
7	診療の状況
8	傷病等の状況
9	医療機関名
10	医療保険加入状況
11	受給者番号
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

自己点検表②-1(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	小児慢性特定疾病医療費助成に関する業務
主管部課名	杉並保健所保健サービス課
業務の根拠法令等	児童福祉法、児童福祉法施行規則
利用目的(全体)	小児慢性特定疾病医療費助成のため

委託先又は指定管理者 に行わせる業務の内容 〈第1号〉	ア	公費負担にかかる診療報酬明細書の審査及び支払事務
	イ	
	ウ	
	エ	
再委託等を行う業務の内容 (再委託等を行う場合)		

No	委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	委託先等が取扱う保有個人情報 (業務別)				1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号)	
						・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。〈第5号〉	
		ア	イ	ウ	エ	☑	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
1	氏名	○				☑	指定小児慢性特定疾病医療機関の診療内容及び医療費の請求を審査し、支払いをするため
2	住所	○				☑	指定小児慢性特定疾病医療機関の診療内容及び医療費の請求を審査し、支払いをするため
3	性別	○				☑	指定小児慢性特定疾病医療機関の診療内容及び医療費の請求を審査し、支払いをするため
4	生年月日	○				☑	指定小児慢性特定疾病医療機関の診療内容及び医療費の請求を審査し、支払いをするため
5	続柄	○				☑	指定小児慢性特定疾病医療機関の診療内容及び医療費の請求を審査し、支払いをするため
6	電話番号	○				☑	指定小児慢性特定疾病医療機関の診療内容及び医療費の請求を審査し、支払いをするため
7	<u>診療の状況</u>	○				☑	指定小児慢性特定疾病医療機関の診療内容及び医療費の請求を審査し、支払いをするため
8	<u>傷病等の状況</u>	○				☑	指定小児慢性特定疾病医療機関の診療内容及び医療費の請求を審査し、支払いをするため
9	医療機関名	○				☑	指定小児慢性特定疾病医療機関の診療内容及び医療費の請求を審査し、支払いをするため
10	医療保険加入状況	○				☑	指定小児慢性特定疾病医療機関の診療内容及び医療費の請求を審査し、支払いをするため

委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は 要配慮個人情報		委託先等が取扱う保有 個人情報 (業務別)				1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号)	
						・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。 〈第5号〉	
						委託先等に取り扱わせることが必要な理由	
No		ア	イ	ウ	エ	☒	
11	受給者番号	○				☒	指定小児慢性特定疾病医療機関の診療内容及び医療費の請求を審査し、支払いをするため
12						☐	
13						☐	
14						☐	
15						☐	
16						☐	
17						☐	
18						☐	
19						☐	
20						☐	
21						☐	
22						☐	
23						☐	
24						☐	

自己点検表②-2(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	小児慢性特定疾病医療費助成に関する業務
主管部課名	杉並保健所保健サービス課
業務の根拠法令等	児童福祉法、児童福祉法施行規則
利用目的(全体)	小児慢性特定疾病医療費助成のため

2. 委託先又は指定管理者が取り扱う個人情報の重要度に応じ、委託事業者又は指定管理者の選定に関する選定基準等を定めているか。〈第2号〉	
☑ 選定に使用した選定基準等	
☑ ①	個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン
3. 委託先又は指定管理者に係る契約条項(第3号)	
・契約の締結に当たり、次の事項を契約書等に明記するか。〈第3号〉	
☑	契約書等への記載事項
☑ ②	個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務に関する事項〈第3号ア〉
☑ ③	【外部委託の場合】再委託の制限又は事前承認等の再委託に係る条件等に関する事項(当該再委託先が、委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。))である場合も同様とする。〈第3号イ〉
無	④ 【指定管理者の場合】委託の制限又は事前承認等の委託に係る条件等に関する事項(当該委託先が、指定管理者の子会社である場合も同様とする。〈第3号ウ〉
☑ ⑤	個人情報の第三者への提供の制限に関する事項〈第3号エ〉
☑ ⑥	個人情報の複製等の制限に関する事項〈第3号オ〉
☑ ⑦	個人情報の安全管理措置に関する事項〈第3号カ〉
☑ ⑧	個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項〈第3号キ〉
☑ ⑨	委託終了時における個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄に関する事項〈第3号ク〉
☑ ⑩	法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項〈第3号ケ〉
☑ ⑪	【外部委託の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(再委託先の監査等に関する事項を含む。〈第3号コ〉
無	⑫ 【指定管理者の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び指定管理者における個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(指定管理者の委託先の監査等に関する事項を含む。〈第3号サ〉
☑ ⑬	関係法令の遵守に関する事項〈第3号シ〉
4. 委託先又は指定管理者に係る確認事項(第4号、第6号～第10号)	
・委託先又は指定管理者に業務を行わせるに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第4号、第6号～第10号〉	
☑	確認事項
☑ ⑭	委託先又は指定管理者における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するか。〈第4号〉
☑ ⑮	委託する業務又は指定管理者が行う業務に係る保有個人情報の秘密性等その内容及びその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行うか。〈第6号〉
☑ ⑯	【外部委託の場合】委託先が再委託を行う場合、委託先に、再委託先に行わせる業務の内容、取り扱う保有個人情報の範囲及びその妥当性の確認並びに①～⑭の措置を講じさせ、再委託される業務に係る保有個人情報の秘密性等その内容に応じて委託先を通じて又は個人情報保護管理責任者自らが⑮の措置を実施するか。(保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合(再々委託以降に委託を行う場合を含む。))を含む。〈第7号〉
無	⑰ 【指定管理者の場合】指定管理者が委託を行う場合、指定管理者に、⑯の外部委託の例により必要な措置を講じさせるか。〈第8号〉
☑ ⑱	委託先又は指定管理者に個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、委託する業務又は指定管理者が行う業務の内容、保有個人情報の秘密性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第9号〉
☑ ⑲	委託先又は指定管理者との個人情報の授受に当たり、漏えい等を防止するために必要な措置を講ずるか。〈第10号〉

目的外利用をした記録1

目的外利用をした業務の名称	(a) 小児慢性特定疾病医療費助成 に関する業務	
目的外利用をした業務の利用目的	小児慢性特定疾病医療費助成の認定を行うため	
目的外利用の根拠	☒ 法第69条第1項(法令に基づく場合) ☐ 法第69条第2項第1号(本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき) ☐ 法第69条第2項第2号(相当の理由があるとき)	
	上記の法令根拠又は相当の理由	児童福祉法施行規則第7条の9第2項第2号
目的外利用の方法	☐ 閲覧 ☐ 文書 ☒ 電子計算組織 ☐ その他:	
目的外利用をされた業務の名称	(b) 国民健康保険給付 に関する業務	

項番	(a)が目的外利用した(b)の保有個人情報項目
1	氏名
2	住所
3	性別
4	生年月日
5	国民健康保険加入の状況
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	(a)が目的外利用した(b)の保有個人情報項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

自己点検表④-1(☑目的外利用・□外部提供)

業務の名称	小児慢性特定疾病医療費助成に関する業務
主管部課名	杉並保健所保健サービス課
業務の根拠法令等	児童福祉法、児童福祉法施行規則
利用目的(全体)	小児慢性特定疾病医療費助成のため

目的外利用	目的外利用を行う業務の名称	国民健康保険給付			
	部課名	国保年金課			
	目的外利用を行う理由	小児慢性特定疾病医療費助成認定事務のため			
外部提供	外部提供先の種別				
	外部提供先(詳細)				
	外部提供の方法			方法(詳細)	

No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)	No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)
		業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉			業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉
		☑ 目的外利用又は外部提供が必要な理由			☑ 目的外利用又は外部提供が必要な理由
1	氏名	小児慢性特定疾病医療費月額負担上限額を判定するに当たり、所得判定に国保世帯全員分を合算することから、所得を確認する範囲の確認のため	11		
2	住所	小児慢性特定疾病医療費月額負担上限額を判定するに当たり、所得判定に国保世帯全員分を合算することから、所得を確認する範囲の確認のため	12		
3	性別	小児慢性特定疾病医療費月額負担上限額を判定するに当たり、所得判定に国保世帯全員分を合算することから、所得を確認する範囲の確認のため	13		
4	生年月日	小児慢性特定疾病医療費月額負担上限額を判定するに当たり、所得判定に国保世帯全員分を合算することから、所得を確認する範囲の確認のため	14		
5	国民健康保険加入の状況	小児慢性特定疾病医療費月額負担上限額を判定するに当たり、所得判定に国保世帯全員分を合算することから、所得を確認する範囲の確認のため	15		
6			16		
7			17		
8			18		
9			19		
10			20		

自己点検表④-2(☑目的外利用・□外部提供)

業務の名称	小児慢性特定疾病医療費助成に関する業務
主管部課名	杉並保健所保健サービス課
業務の根拠法令等	児童福祉法、児童福祉法施行規則
利用目的(全体)	小児慢性特定疾病医療費助成のため

2. 目的外利用・外部提供に係る確認事項(第2号～第7号)			
・目的外利用又は外部提供を行うに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第2号～第7号〉			
☑	確認事項	具体的内容・具体的対応等	
☑	① 目的外利用又は外部提供を行う根拠は何か。〈第2号・第3号〉	根拠 根拠をプルダウンから選択⇒	②【利用目的以外の目的の場合】法第69条第1項
		根拠	【目的外利用・利用目的以外の目的のための外部提供】 目的外利用又は外部提供を行う法令根拠があるとき。
		具体的内容	【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】 ・児童福祉法第19条の3 申請の規定 ・児童福祉法施行規則第7条の9第1項第4号 国民健康保険法加入状況の提出が必要 ・児童福祉法施行規則第7条の9第2項第2号 公簿で確認できる場合は提出書類を省略できる
無	② 法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき③及び④に規定する措置を講ずるか。〈第4号〉		
無	③ 法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第5号〉		
無	④ ③のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第6号〉		
無	⑤ 個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第7号〉		
3. 利用目的以外の目的のための外国にある第三者への外部提供に係る確認事項(第8号～第10号)			
利用目的以外の目的のために保有個人情報を外国にある第三者に提供する場合、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第8号～第10号〉			
☑	確認事項	具体的内容・具体的対応等	
無	⑥ 法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合にあつては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第8号〉		
無	⑦ 法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあつては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。〈第9号〉		
無	⑧ 法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供した場合にあつては、同項の規定に基づき必要な措置を講ずるか。〈第10号〉		

目的外利用をした記録2

目的外利用をした業務の名称	(a) 小児慢性特定疾病医療費助成 に関する業務	
目的外利用をした業務の利用目的	小児慢性特定疾病医療費助成のため	
目的外利用の根拠	☒ 法第69条第1項(法令に基づく場合) ☐ 法第69条第2項第1号(本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき) ☐ 法第69条第2項第2号(相当の理由があるとき)	
	上記の法令根拠又は相当の理由	児童福祉法施行規則第7条の9第2項第2号
目的外利用の方法	☐ 閲覧 ☐ 文書 ☒ 電子計算組織 ☐ その他:	
目的外利用をされた業務の名称	(b) 後期高齢者医療保険制度 に関する業務	

項番	(a)が目的外利用した(b)の保有個人情報項目
1	氏名
2	住所
3	性別
4	生年月日
5	後期高齢者医療保険加入の状況
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	(a)が目的外利用した(b)の保有個人情報項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

自己点検表④-1(☑目的外利用・□外部提供)

業務の名称	小児慢性特定疾病医療費助成に関する業務
主管部課名	杉並保健所保健サービス課
業務の根拠法令等	児童福祉法、児童福祉法施行規則
利用目的(全体)	

目的外利用	目的外利用を行う業務の名称	後期高齢者医療保険制度			
	部課名	国保年金課			
	目的外利用を行う理由	小児慢性特定疾病医療費助成認定事務のため			
外部提供	外部提供先の種別				
	外部提供先(詳細)				
	外部提供の方法			方法(詳細)	

No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)	No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)
		業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉			業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉
		☑ 目的外利用又は外部提供が必要な理由			☑ 目的外利用又は外部提供が必要な理由
1	氏名	☑ 小児慢性特定疾病医療費月額負担上限額を判定するに当たり、申請者が同世帯で後期高齢者の場合であっても、同一世帯員として合算する必要がある、合算対象を確認するため	11		
2	住所	☑ 小児慢性特定疾病医療費月額負担上限額を判定するに当たり、申請者が同世帯で後期高齢者の場合であっても、同一世帯員として合算する必要がある、合算対象を確認するため	12		
3	性別	☑ 小児慢性特定疾病医療費月額負担上限額を判定するに当たり、申請者が同世帯で後期高齢者の場合であっても、同一世帯員として合算する必要がある、合算対象を確認するため	13		
4	生年月日	☑ 小児慢性特定疾病医療費月額負担上限額を判定するに当たり、申請者が同世帯で後期高齢者の場合であっても、同一世帯員として合算する必要がある、合算対象を確認するため	14		
5	後期高齢者医療保険加入の状況	☑ 小児慢性特定疾病医療費月額負担上限額を判定するに当たり、申請者が同世帯で後期高齢者の場合であっても、同一世帯員として合算する必要がある、合算対象を確認するため	15		
6		☐	16		
7		☐	17		
8		☐	18		
9		☐	19		
10		☐	20		

自己点検表④-2(☑目的外利用・□外部提供)

業務の名称	小児慢性特定疾病医療費助成に関する業務
主管部課名	杉並保健所保健サービス課
業務の根拠法令等	児童福祉法、児童福祉法施行規則
利用目的(全体)	小児慢性特定疾病医療費助成のため

2. 目的外利用・外部提供に係る確認事項(第2号～第7号)			
・目的外利用又は外部提供を行うに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第2号～第7号〉			
☑	確認事項	具体的内容・具体的対応等	
☑	① 目的外利用又は外部提供を行う根拠は何か。〈第2号・第3号〉	根拠 根拠をブルダウンから選択⇒	②【利用目的以外の目的の場合】法第69条第1項
		根拠	【目的外利用・利用目的以外の目的のための外部提供】 目的外利用又は外部提供を行う法令根拠があるとき。
		具体的内容	【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】 ・児童福祉法第19条の3 申請の規定 ・児童福祉法施行規則第7条の9第1項第4号 国民健康保険法加入状況の提出が必要 ・児童福祉法施行規則第7条の9第2項第2号 公簿で確認できる場合は提出書類を省略できる
無	② 法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき③及び④に規定する措置を講ずるか。〈第4号〉		
無	③ 法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第5号〉		
無	④ ③のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第6号〉		
無	⑤ 個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第7号〉		
3. 利用目的以外の目的のための外国にある第三者への外部提供に係る確認事項(第8号～第10号)			
利用目的以外の目的のために保有個人情報を外国にある第三者に提供する場合、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第8号～第10号〉			
☑	確認事項	具体的内容・具体的対応等	
無	⑥ 法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合にあつては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第8号〉		
無	⑦ 法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあつては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。〈第9号〉		
無	⑧ 法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供した場合にあつては、同項の規定に基づき必要な措置を講ずるか。〈第10号〉		

目的外利用をした記録3

目的外利用をした業務の名称	(a) 小児慢性特定疾病医療費助成 に関する業務	
目的外利用をした業務の利用目的	小児慢性特定疾病医療費助成のため	
目的外利用の根拠	☒ 法第69条第1項(法令に基づく場合)	
	☐ 法第69条第2項第1号(本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき)	
	☐ 法第69条第2項第2号(相当の理由があるとき)	
	上記の法令根拠又は相当の理由	児童福祉法施行規則第7条の9第2項第2号
目的外利用の方法	☐ 閲覧 ☐ 文書 ☒ 電子計算組織 ☐ その他:	
目的外利用をされた業務の名称	(b) 特別区民税・都民税賦課徴収(普通徴収) に関する業務	

項番	(a)が目的外利用した(b)の保有個人情報項目
1	氏名
2	住所
3	性別
4	生年月日
5	税額等の状況
6	収入の状況
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	(a)が目的外利用した(b)の保有個人情報項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

自己点検表④-1(☑目的外利用・□外部提供)

業務の名称	小児慢性特定疾病医療費助成に関する業務
主管部課名	杉並保健所保健サービス課
業務の根拠法令等	児童福祉法、児童福祉法施行規則
利用目的(全体)	小児慢性特定疾病医療費助成のため

目的外利用	目的外利用を行う業務の名称	特別区民税・都民税賦課徴収(普通徴収)			
	部課名	区民生活部課税課			
	目的外利用を行う理由	小児慢性特定疾患医療費助成認定事務のため			
外部提供	外部提供先の種別				
	外部提供先(詳細)				
	外部提供の方法			方法(詳細)	

No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)	No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)
		業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉			業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉
		☑ 目的外利用又は外部提供が必要な理由			☑ 目的外利用又は外部提供が必要な理由
1	氏名	☑ 小児慢性特定疾病医療費月額負担上限額を定めるため	11		
2	住所	☑ 小児慢性特定疾病医療費月額負担上限額を定めるため	12		
3	性別	☑ 小児慢性特定疾病医療費月額負担上限額を定めるため	13		
4	生年月日	☑ 小児慢性特定疾病医療費月額負担上限額を定めるため	14		
5	税額等の状況	☑ 小児慢性特定疾病医療費月額負担上限額を定めるため	15		
6	収入の状況	☑ 小児慢性特定疾病医療費月額負担上限額を定めるため	16		
7		☐	17		
8		☐	18		
9		☐	19		
10		☐	20		

自己点検表④-2(☑目的外利用・□外部提供)

業務の名称	小児慢性特定疾病医療費助成に関する業務
主管部課名	杉並保健所保健サービス課
業務の根拠法令等	児童福祉法、児童福祉法施行規則
利用目的(全体)	小児慢性特定疾病医療費助成のため

2. 目的外利用・外部提供に係る確認事項(第2号～第7号)			
・目的外利用又は外部提供を行うに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第2号～第7号〉			
☑	確認事項	具体的内容・具体的対応等	
☑	① 目的外利用又は外部提供を行う根拠は何か。〈第2号・第3号〉	根拠をプルダウンから選択⇒ ②【利用目的以外の目的の場合】法第69条第1項 根拠 【目的外利用・利用目的以外の目的のための外部提供】 目的外利用又は外部提供を行う法令根拠があるとき。 具体的内容 【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】 ・児童福祉法第19条の3 申請の規定 ・児童福祉法施行規則第7条の9第1項第7号 所得の状況に関する事項の提出が必要 ・児童福祉法施行規則第7条の9第2項第2号 公簿で確認できる場合は提出書類を省略できる	
無	② 法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき③及び④に規定する措置を講ずるか。〈第4号〉		
無	③ 法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第5号〉		
無	④ ③のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第6号〉		
無	⑤ 個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第7号〉		
3. 利用目的以外の目的のための外国にある第三者への外部提供に係る確認事項(第8号～第10号)			
利用目的以外の目的のために保有個人情報を外国にある第三者に提供する場合、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第8号～第10号〉			
☑	確認事項	具体的内容・具体的対応等	
無	⑥ 法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合にあつては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第8号〉		
無	⑦ 法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあつては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。〈第9号〉		
無	⑧ 法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供した場合にあつては、同項の規定に基づき必要な措置を講ずるか。〈第10号〉		

目的外利用をした記録4

目的外利用をした業務の名称	(a) 小児慢性特定疾病医療費助成 に関する業務	
目的外利用をした業務の利用目的	小児慢性特定疾病医療費助成のため	
目的外利用の根拠	☒ 法第69条第1項(法令に基づく場合) ☐ 法第69条第2項第1号(本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき) ☐ 法第69条第2項第2号(相当の理由があるとき)	
	上記の法令根拠又は相当の理由	児童福祉法施行規則第7条の9第2項第2号
目的外利用の方法	☐ 閲覧 ☐ 文書 ☒ 電子計算組織 ☐ その他:	
目的外利用をされた業務の名称	(b) 特別区民税・都民税賦課徴収(特別徴収) に関する業務	

項番	(a)が目的外利用した(b)の保有個人情報項目
1	氏名
2	住所
3	性別
4	生年月日
5	税額等の状況
6	収入の状況
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	(a)が目的外利用した(b)の保有個人情報項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

自己点検表④-1(☑目的外利用・□外部提供)

業務の名称	小児慢性特定疾病医療費助成に関する業務
主管部課名	杉並保健所保健サービス課
業務の根拠法令等	児童福祉法、児童福祉法施行規則
利用目的(全体)	小児慢性特定疾病医療費助成のため

目的外利用	目的外利用を行う業務の名称	特別区民税・都民税賦課徴収(特別徴収)			
	部課名	区民生活部納税課			
	目的外利用を行う理由	小児慢性特定疾病助成のため			
外部提供	外部提供先の種別				
	外部提供先(詳細)				
	外部提供の方法			方法(詳細)	

No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)	No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)
		業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉			業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉
		☑ 目的外利用又は外部提供が必要な理由			☑ 目的外利用又は外部提供が必要な理由
1	氏名	☑ 小児慢性特定疾病医療費月額負担上限額を定めるため	11		
2	住所	☑ 小児慢性特定疾病医療費月額負担上限額を定めるため	12		
3	性別	☑ 小児慢性特定疾病医療費月額負担上限額を定めるため	13		
4	生年月日	☑ 小児慢性特定疾病医療費月額負担上限額を定めるため	14		
5	税額等の状況	☑ 小児慢性特定疾病医療費月額負担上限額を定めるため	15		
6	収入の状況	☑ 小児慢性特定疾病医療費月額負担上限額を定めるため	16		
7		☐	17		
8		☐	18		
9		☐	19		
10		☐	20		

自己点検表④-2(☑目的外利用・□外部提供)

業務の名称	小児慢性特定疾病医療費助成に関する業務
主管部課名	杉並保健所保健サービス課
業務の根拠法令等	児童福祉法、児童福祉法施行規則
利用目的(全体)	小児慢性特定疾病医療費助成のため

2. 目的外利用・外部提供に係る確認事項(第2号～第7号)

・目的外利用又は外部提供を行うに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第2号～第7号〉

☑	確認事項	具体的内容・具体的対応等
☑	① 目的外利用又は外部提供を行う根拠は何か。〈第2号・第3号〉	根拠をプルダウンから選択⇒ ②【利用目的以外の目的の場合】法第69条第1項 根拠 【目的外利用・利用目的以外の目的のための外部提供】 目的外利用又は外部提供を行う法令根拠があるとき。 具体的内容 【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】 ・児童福祉法第19条の3 申請の規定 ・児童福祉法施行規則第7条の9第1項第7号 所得の状況に関する事項の提出が必要 ・児童福祉法施行規則第7条の9第2項第2号 公簿で確認できる場合は提出書類を省略できる
無	② 法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき③及び④に規定する措置を講ずるか。〈第4号〉	
無	③ 法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第5号〉	
無	④ ③のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第6号〉	
無	⑤ 個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第7号〉	

3. 利用目的以外の目的のための外国にある第三者への外部提供に係る確認事項(第8号～第10号)

利用目的以外の目的のために保有個人情報を外国にある第三者に提供する場合、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第8号～第10号〉

☑	確認事項	具体的内容・具体的対応等
無	⑥ 法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合にあつては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第8号〉	
無	⑦ 法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあつては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。〈第9号〉	
無	⑧ 法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供した場合にあつては、同項の規定に基づき必要な措置を講ずるか。〈第10号〉	

目的外利用をした記録5

目的外利用をした業務の名称	(a) 小児慢性特定疾病医療費助成		に関する業務
目的外利用をした業務の利用目的	小児慢性特定疾病医療費助成のため		
目的外利用の根拠	☒ 法第69条第1項(法令に基づく場合) ☐ 法第69条第2項第1号(本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき) ☐ 法第69条第2項第2号(相当の理由があるとき)		
	上記の法令根拠又は相当の理由	児童福祉法施行規則第7条の9第2項第2号	
目的外利用の方法	☐ 閲覧 ☐ 文書 ☒ 電子計算組織 ☐ その他:		
目的外利用をされた業務の名称	(b) 生活保護		に関する業務

項番	(a)が目的外利用した(b)の保有個人情報項目
1	氏名
2	住所
3	性別
4	生年月日
5	生活保護受給の有無
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	(a)が目的外利用した(b)の保有個人情報項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

自己点検表④-1(☑目的外利用・□外部提供)

業務の名称	小児慢性特定疾病医療費助成に関する業務
主管部課名	杉並保健所保健サービス課
業務の根拠法令等	児童福祉法、児童福祉法施行規則
利用目的(全体)	小児慢性特定疾病医療費助成のため

目的外利用	目的外利用を行う業務の名称	生活保護			
	部課名	杉並福祉事務所			
	目的外利用を行う理由	小児慢性特定疾病助成認定事務のため			
外部提供	外部提供先の種別				
	外部提供先(詳細)				
	外部提供の方法			方法(詳細)	

No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)		No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)	
		業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉				業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉	
No		☒	目的外利用又は外部提供が必要な理由	No		☒	目的外利用又は外部提供が必要な理由
1	氏名	☒	小児慢性特定疾病医療費月額負担上限額を定めるため	11		☐	
2	住所	☒	小児慢性特定疾病医療費月額負担上限額を定めるため	12		☐	
3	性別	☒	小児慢性特定疾病医療費月額負担上限額を定めるため	13		☐	
4	生年月日	☒	小児慢性特定疾病医療費月額負担上限額を定めるため	14		☐	
5	生活保護受給の有無	☒	小児慢性特定疾病医療費月額負担上限額を定めるため	15		☐	
6		☐		16		☐	
7		☐		17		☐	
8		☐		18		☐	
9		☐		19		☐	
10		☐		20		☐	

自己点検表④-2(☑目的外利用・□外部提供)

業務の名称	小児慢性特定疾病医療費助成に関する業務
主管部課名	杉並保健所保健サービス課
業務の根拠法令等	児童福祉法、児童福祉法施行規則
利用目的(全体)	小児慢性特定疾病医療費助成のため

2. 目的外利用・外部提供に係る確認事項(第2号～第7号)			
・目的外利用又は外部提供を行うに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第2号～第7号〉			
☑	確認事項	具体的内容・具体的対応等	
☑	① 目的外利用又は外部提供を行う根拠は何か。〈第2号・第3号〉	根拠 根拠をプルダウンから選択⇒	②【利用目的以外の目的の場合】法第69条第1項
		根拠	【目的外利用・利用目的以外の目的のための外部提供】 目的外利用又は外部提供を行う法令根拠があるとき。
		具体的内容	【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】 ・児童福祉法第19条の3 申請の規定 ・児童福祉法施行令第22条第1項第4号イ 要保護者(生活保護法第6条第2項に規定する要保護者)の自己負担上限額の規定 ・児童福祉法施行規則第7条の9第2項第2号 公簿で確認できる場合は提出書類を省略できる
無	② 法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき③及び④に規定する措置を講ずるか。〈第4号〉		
無	③ 法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第5号〉		
無	④ ③のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第6号〉		
無	⑤ 個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第7号〉		
3. 利用目的以外の目的のための外国にある第三者への外部提供に係る確認事項(第8号～第10号)			
利用目的以外の目的のために保有個人情報を外国にある第三者に提供する場合、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第8号～第10号〉			
☑	確認事項	具体的内容・具体的対応等	
無	⑥ 法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合にあつては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第8号〉		
無	⑦ 法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあつては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。〈第9号〉		
無	⑧ 法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供した場合にあつては、同項の規定に基づき必要な措置を講ずるか。〈第10号〉		

外部提供の記録1

業務の名称	小児慢性特定疾病医療費助成			に関する業務
部課名	杉並保健所保健サービス課			
外部提供を受ける者	厚生労働省			
外部提供を受ける者の利用目的	・小児慢性特定疾病の治療研究など、慢性疾病にかかっている児童等の健全な育成に資する調査及び研究を推進するため ・小児慢性特定疾病医療費助成に係る事務をデータベースシステムを利用して処理するため。			
外部提供の根拠	利用目的内の提供	☒ 法令根拠あり ☐ 相当の理由がある		
	利用目的以外のための提供	☐ 法第69条第1項(法令に基づく場合)		
		☐ 法第69条第2項第1号(本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき) ☐ 法第69条第2項第3号 ☐ 法第69条第2項第4号		
	上記の法令根拠又は相当の理由	児童福祉法第21条の4第5号、児童福祉法施行規則第17条		
外部提供の方法	☐ 閲覧 ☐ 文書 ☐ 磁気媒体 ☒ 外部結合 ☐ その他:			
	外部結合による提供	外部結合の記録 1 のとおり		
外部提供の相手方に求めた措置の内容				

項番	外部提供した保有個人情報の項目
1	氏名
2	住所
3	性別
4	生年月日
5	健康状態
6	傷病等の状況
7	身体障害の状況
8	精神障害の状況
9	知的障害の状況
10	検診の結果
11	検査の結果
12	医療機関名
13	診断結果の状況
14	受給者番号
15	医療保険加入状況
16	認定状況
17	同意の有無
18	資格の状況(指定医)
19	アクセスキー
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	外部提供した保有個人情報の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

自己点検表④-1(□目的外利用・☑外部提供)

業務の名称	小児慢性特定疾病医療費助成に関する業務
主管部課名	杉並保健所保健サービス課
業務の根拠法令等	児童福祉法、児童福祉法施行規則
利用目的(全体)	小児慢性特定疾病医療費助成のため

目的外利用	目的外利用を行う業務の名称	
	部課名	
	目的外利用を行う理由	
外部提供	外部提供先の種別	行政機関
	外部提供先(詳細)	厚生労働省
	外部提供の方法	外部結合
	方法(詳細)	小児慢性特定疾病データベースへ提供

No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)	No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)
		業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉			業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉
		☑ 目的外利用又は外部提供が必要な理由			☑ 目的外利用又は外部提供が必要な理由
1	氏名	小児慢性特定疾病児童等に関する情報の提供義務が児童福祉法により規定されているため	11	検査の結果	小児慢性特定疾病児童等に関する情報の提供義務が児童福祉法により規定されているため
2	住所	小児慢性特定疾病児童等に関する情報の提供義務が児童福祉法により規定されているため	12	医療機関名	小児慢性特定疾病児童等に関する情報の提供義務が児童福祉法により規定されているため
3	性別	小児慢性特定疾病児童等に関する情報の提供義務が児童福祉法により規定されているため	13	診断結果の状況	小児慢性特定疾病児童等に関する情報の提供義務が児童福祉法により規定されているため
4	生年月日	小児慢性特定疾病児童等に関する情報の提供義務が児童福祉法により規定されているため	14	受給者番号	小児慢性特定疾病児童等に関する情報の提供義務が児童福祉法により規定されているため
5	健康状態	小児慢性特定疾病児童等に関する情報の提供義務が児童福祉法により規定されているため	15	医療保険入状況	小児慢性特定疾病児童等に関する情報の提供義務が児童福祉法により規定されているため
6	傷病等の状況	小児慢性特定疾病児童等に関する情報の提供義務が児童福祉法により規定されているため	16	認定状況	小児慢性特定疾病児童等に関する情報の提供義務が児童福祉法により規定されているため
7	身体障害の状況	小児慢性特定疾病児童等に関する情報の提供義務が児童福祉法により規定されているため	17	同意の有無	小児慢性特定疾病児童等に関する情報の提供義務が児童福祉法により規定されているため
8	知的障害の状況	小児慢性特定疾病児童等に関する情報の提供義務が児童福祉法により規定されているため	18	資格の状況(指定医)	小児慢性特定疾病児童等に関する情報の提供義務が児童福祉法により規定されているため
9	精神障害の状況	小児慢性特定疾病児童等に関する情報の提供義務が児童福祉法により規定されているため	19	アクセスキー	小児慢性特定疾病児童等に関する情報の提供義務が児童福祉法により規定されているため
10	検診の結果	小児慢性特定疾病児童等に関する情報の提供義務が児童福祉法により規定されているため	20		

自己点検表④-2(□目的外利用・☑外部提供)

業務の名称	小児慢性特定疾病医療費助成に関する業務
主管部課名	杉並保健所保健サービス課
業務の根拠法令等	児童福祉法、児童福祉法施行規則
利用目的(全体)	小児慢性特定疾病医療費助成のため

2. 目的外利用・外部提供に係る確認事項(第2号～第7号)			
・目的外利用又は外部提供を行うに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第2号～第7号〉			
確認事項		具体的内容・具体的対応等	
☑	①	・目的外利用又は外部提供を行う根拠は何か。〈第2号・第3号〉	根拠をプルダウンから選択⇒ ①【利用目的内の場合】外部提供を行う法令根拠又は相当の理由がある 根拠 【利用目的のための外部提供】 保有個人情報等を外部提供する法令根拠又は相当の理由があるとき。 具体的内容 【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】 ・児童福祉法第21条の4 国は小児慢性特定疾病にかかっていることにより療養を必要とする児童等の健全な育成に資する調査及び研究を推進するものとする ・児童福祉法第21条の4 ⑤ 小児慢性特定疾病関連情報に係る情報の提供義務を規定 ・児童福祉法施行規則第17条 小児慢性特定疾病関連情報に係る情報の提供について規定
無	②	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき③及び④に規定する措置を講ずるか。〈第4号〉	
無	③	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第5号〉	
無	④	③のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第6号〉	
☑	⑤	個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第7号〉	提供する個人情報はシステムの入力項目であり、データベースを活用するに当たり必要なものであるため、当該措置は実施しない。
3. 利用目的以外の目的のための外国にある第三者への外部提供に係る確認事項(第8号～第10号)			
利用目的以外の目的のために保有個人情報を外国にある第三者に提供する場合、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第8号～第10号〉			
確認事項		具体的内容・具体的対応等	
無	⑥	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合にあつては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第8号〉	
無	⑦	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあつては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。〈第9号〉	
無	⑧	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供した場合にあつては、同項の規定に基づき必要な措置を講ずるか。〈第10号〉	

外部結合の記録1

業務の名称	小児慢性特定疾病医療費助成	に関する業務
部課名	杉並保健所保健サービス課	
外部結合の相手方	民間事業者(システム運営) ※電気通信回線の接続先	
外部結合の方法	☒ LGWAN回線 ☐ インターネット回線 ☐ 専用回線: ☐ その他:	
外部結合を行う理由	・厚生労働省に対し、小児慢性特定疾病児童等についての臨床データを提供するに当たり、クラウド環境にあるデータベースシステムを利用するため。 ・小児慢性特定疾病医療費助成に係る事務をデータベースシステムを利用して処理するため。	
外部結合によって個人情報を提供・取得する相手方	厚生労働省	
関連帳票	外部提供の記録 1	

項番	外部結合による提供をした個人情報の項目
1	氏名
2	住所
3	性別
4	生年月日
5	健康状態
6	傷病等の状況
7	身体障害の状況
8	知的障害の状況
9	精神障害の状況
10	検診の結果
11	検査の結果
12	医療機関名
13	診断結果の状況
14	受給者番号
15	医療保険加入状況
16	認定状況
17	同意の有無
18	資格の状況(指定医)
19	アクセスキー
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

項番	外部結合による取得をした個人情報の項目
1	氏名
2	住所
3	性別
4	生年月日
5	健康状態
6	傷病等の状況
7	身体障害の状況
8	知的障害の状況
9	精神障害の状況
10	検診の結果
11	検査の結果
12	医療機関名
13	診断結果の状況
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

自己点検表⑥-1(外部結合)

業務の名称	小児慢性特定疾病医療費助成に関する業務
主管部課名	杉並保健所保健サービス課
業務の根拠法令等	児童福祉法、児童福祉法施行規則
利用目的(全体)	小児慢性特定疾病医療費助成のため

システム名	小児慢性特定疾病児童等データベース
外部結合を行う業務の内容	指定医が作成した意見書の確認、審査 医学審査済の意見書情報の登録、小児慢性特定疾病に係る情報の登録 指定した指定医情報の登録

外部結合によって提供する 保有個人情報・取得する個人情報 ※下線は要配慮個人情報			1. 外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性(第1号・第2号)	
			・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情報を外部結合により取得する必要があるか。〈第1号・第2号〉	
No	提供する保有個人情報	取得する個人情報	☒	外部結合が必要な理由
1	氏名	氏名	☒	小児慢性特定疾病関連情報の小児慢性特定疾病児童等データベースへの登録について、法令上の規定があるため
2	住所	住所	☒	小児慢性特定疾病関連情報の小児慢性特定疾病児童等データベースへの登録について、法令上の規定があるため
3	性別	性別	☒	小児慢性特定疾病関連情報の小児慢性特定疾病児童等データベースへの登録について、法令上の規定があるため
4	生年月日	生年月日	☒	小児慢性特定疾病関連情報の小児慢性特定疾病児童等データベースへの登録について、法令上の規定があるため
5	健康状態	健康状態	☒	小児慢性特定疾病関連情報の小児慢性特定疾病児童等データベースへの登録について、法令上の規定があるため
6	傷病等の状況	傷病等の状況	☒	小児慢性特定疾病関連情報の小児慢性特定疾病児童等データベースへの登録について、法令上の規定があるため
7	身体障害の状況	身体障害の状況	☒	小児慢性特定疾病関連情報の小児慢性特定疾病児童等データベースへの登録について、法令上の規定があるため
8	知的障害の状況	知的障害の状況	☒	小児慢性特定疾病関連情報の小児慢性特定疾病児童等データベースへの登録について、法令上の規定があるため
9	精神障害の状況	精神障害の状況	☒	小児慢性特定疾病関連情報の小児慢性特定疾病児童等データベースへの登録について、法令上の規定があるため
10	検診の結果	検診の結果	☒	小児慢性特定疾病関連情報の小児慢性特定疾病児童等データベースへの登録について、法令上の規定があるため

外部結合によって提供する 保有個人情報・取得する個人情報 (下線は要配慮個人情報)			1. 外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性(第1号・第2号)	
			・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情報を外部結合により取得する必要があるか。〈第1号・第2号〉	
No	提供する保有個人情報	取得する個人情報	☒	外部結合が必要な理由
11	検査の結果	検査の結果	☒	小児慢性特定疾病関連情報の小児慢性特定疾病児童等データベースへの登録について、法令上の規定があるため
12	医療機関名	医療機関名	☒	小児慢性特定疾病関連情報の小児慢性特定疾病児童等データベースへの登録について、法令上の規定があるため
13	診断結果の状況	診断結果の状況	☒	小児慢性特定疾病関連情報の小児慢性特定疾病児童等データベースへの登録について、法令上の規定があるため
14	受給者番号		☒	小児慢性特定疾病関連情報の小児慢性特定疾病児童等データベースへの登録について、法令上の規定があるため
15	医療保険加入状況		☒	小児慢性特定疾病関連情報の小児慢性特定疾病児童等データベースへの登録について、法令上の規定があるため
16	認定状況		☒	小児慢性特定疾病関連情報の小児慢性特定疾病児童等データベースへの登録について、法令上の規定があるため
17	同意の有無		☒	小児慢性特定疾病関連情報の小児慢性特定疾病児童等データベースへの登録について、法令上の規定があるため
18	資格の状況(指定医)		☒	小児慢性特定疾病関連情報の小児慢性特定疾病児童等データベースへの登録について、法令上の規定があるため
19	アクセスキー		☒	小児慢性特定疾病関連情報の小児慢性特定疾病児童等データベースへの登録について、法令上の規定があるため
20			☐	
21			☐	
22			☐	
23			☐	
24			☐	

自己点検表⑥-2(外部結合)

業務の名称	小児慢性特定疾病医療費助成に関する業務
主管部課名	杉並保健所保健サービス課
業務の根拠法令等	児童福祉法、児童福祉法施行規則
利用目的(全体)	小児慢性特定疾病医療費助成のため

2. 外部結合に係る確認事項(第3号～第13号)				
外部結合に係る基本情報<第3号・第4号>				
☒	①	外部結合の相手方<第3号>	行政機関	相手方の詳細<第3号関連> 厚生労働省
☒	②	外部結合の方法<第4号>	LGWAN回線	その他の場合の詳細<第4号関連>
・【提供の場合のみ】外部結合に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。<第5号～第13号>				
☒	確認事項		確認事項への具体的対応・代替措置等	
☒	③	外部結合により保有個人情報の提供を行う根拠は何か。<第5号・第6号>	根拠	根拠をブルダウンから選択⇒ ①【利用目的内の場合】外部結合によって提供する法令根拠又は相当の理由がある 【利用目的のための外部結合による提供】 保有個人情報を外部結合によって提供する法令根拠又は相当の理由があるとき。 【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】 児童福祉法第21条の4 ⑤ 小児慢性特定疾病関連情報に係る情報の提供義務を規定 児童福祉法施行規則第17条 ④ 小児慢性特定疾病関連情報の提供方法を規定 小児慢性実施都道府県等(児童相談所設置区含)と厚生労働省が使用する電子処理組織(小児慢性データベース)との接続について規定
無	④	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を外部結合によって提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき、⑤及び⑥に規定する措置を講ずるか。<第7号>		
無	⑤	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。<第8号>		
無	⑥	⑤のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。<第9号>		
☒	⑦	個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずるか。<第10号>	提供する個人情報はシステムの入力項目であり、データベースを活用するに当たり必要なものであるため、当該措置は実施しない。	
無	⑧	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。<第11号>		
無	⑨	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあつては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。<第12号>		
無	⑩	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供した場合にあつては、同項の規定に基づき必要な措置を講ずるか。<第13号>		

外部提供の記録2

業務の名称	小児慢性特定疾病医療費助成			に関する業務
部課名	杉並保健所保健サービス課			
外部提供を受ける者	小児慢性特定疾病支給認定実施 他自治体			
外部提供を受ける者の利用目的	杉並区で小児慢性特定疾病医療支給認定(以下「支給認定」)を受けている者が、転出先で資格継続申請をする場合、転出先自治体で支給認定に必要な資格情報を提供するため			
外部提供の根拠	利用目的内の提供	☐ 法令根拠あり ☒ 相当の理由がある		
	利用目的以外のための提供	☐ 法第69条第1項(法令に基づく場合)		
		☐ 法第69条第2項第1号(本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき)		
		☐ 法第69条第2項第3号	☐ 法第69条第2項第4号	
外部提供の方法	上記の法令根拠又は相当の理由	小児慢性特定疾病受給資格について、他自治体へ転出した場合、杉並区での資格は喪失するが、保護者等の申請により転出先自治体で資格を継続することが可能であり、転出先自治体に資格情報を提供することにより、正確な資格継続処理を行うため。		
	☐ 閲覧 ☒ 文書 ☐ 磁気媒体 ☐ 外部結合 ☐ その他:			
外部提供の相手方に求めた措置の内容	外部結合による提供			

項番	外部提供した保有個人情報の項目
1	氏名
2	住所
3	性別
4	生年月日
5	健康状態
6	傷病等の状況
7	身体障害の状況
8	精神障害の状況
9	知的障害の状況
10	検診の結果
11	検査の結果
12	医療機関名
13	診断結果の状況
14	認定状況
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	外部提供した保有個人情報の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

自己点検表④-1(□目的外利用・☑外部提供)

業務の名称	小児慢性特定疾病医療費助成に関する業務
主管部課名	杉並保健所保健サービス課
業務の根拠法令等	児童福祉法、児童福祉法施行規則
利用目的(全体)	小児慢性特定疾病医療費助成のため

目的外利用	目的外利用を行う業務の名称				
	部課名				
	目的外利用を行う理由				
外部提供	外部提供先の種別	行政機関			
	外部提供先(詳細)	小児慢性特定疾病支給認定実施 他自治体			
	外部提供の方法	文書			方法(詳細) 郵送

No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)	No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)
		業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉			業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉
		☑ 目的外利用又は外部提供が必要な理由			☑ 目的外利用又は外部提供が必要な理由
1	氏名	小児慢性特定疾病医療支給認定を受けている者の資格情報を転出先自治体に提供することにより正確な資格継続処理を行うため。	11		
2	住所	小児慢性特定疾病医療支給認定を受けている者の資格情報を転出先自治体に提供することにより正確な資格継続処理を行うため。	12		
3	性別	小児慢性特定疾病医療支給認定を受けている者の資格情報を転出先自治体に提供することにより正確な資格継続処理を行うため。	13		
4	生年月日	小児慢性特定疾病医療支給認定を受けている者の資格情報を転出先自治体に提供することにより正確な資格継続処理を行うため。	14		
5	健康状態	小児慢性特定疾病医療支給認定を受けている者の資格情報を転出先自治体に提供することにより正確な資格継続処理を行うため。	15		
6	傷病等の状況	小児慢性特定疾病医療支給認定を受けている者の資格情報を転出先自治体に提供することにより正確な資格継続処理を行うため。	16		
7	身体障害の状況	小児慢性特定疾病医療支給認定を受けている者の資格情報を転出先自治体に提供することにより正確な資格継続処理を行うため。	17		
8	知的障害の状況	小児慢性特定疾病医療支給認定を受けている者の資格情報を転出先自治体に提供することにより正確な資格継続処理を行うため。	18		
9	精神障害の状況	小児慢性特定疾病医療支給認定を受けている者の資格情報を転出先自治体に提供することにより正確な資格継続処理を行うため。	19		
10	検診の結果	小児慢性特定疾病医療支給認定を受けている者の資格情報を転出先自治体に提供することにより正確な資格継続処理を行うため。	20		

目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報		1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)		目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報		1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)	
		業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。<第1号>				業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。<第1号>	
		☒	目的外利用又は外部提供が必要な理由			☒	目的外利用又は外部提供が必要な理由
No				No			
11	検査の結果	☒	小児慢性特定疾病医療支給認定を受けている者の資格情報を転出先自治体に提供することにより正確な資格継続処理を行うため。	36		☐	
12	医療機関名	☒	小児慢性特定疾病医療支給認定を受けている者の資格情報を転出先自治体に提供することにより正確な資格継続処理を行うため。	37		☐	
13	診断結果の状況	☒	小児慢性特定疾病医療支給認定を受けている者の資格情報を転出先自治体に提供することにより正確な資格継続処理を行うため。	38		☐	
14	認定状況	☒	小児慢性特定疾病医療支給認定を受けている者の資格情報を転出先自治体に提供することにより正確な資格継続処理を行うため。	39		☐	
15		☐		40		☐	
16		☐		41		☐	
17		☐		42		☐	
18		☐		43		☐	
19		☐		44		☐	
20		☐		45		☐	
21		☐		46		☐	
22		☐		47		☐	
23		☐		48		☐	
24		☐		49		☐	
25		☐		50		☐	

自己点検表④-2(□目的外利用・☑外部提供)

業務の名称	小児慢性特定疾病医療費助成に関する業務
主管部課名	杉並保健所保健サービス課
業務の根拠法令等	児童福祉法、児童福祉法施行規則
利用目的(全体)	小児慢性特定疾病医療費助成のため

2. 目的外利用・外部提供に係る確認事項(第2号～第7号)			
・目的外利用又は外部提供を行うに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第2号～第7号〉			
確認事項		具体的内容・具体的対応等	
☑	①	根拠をプルダウンから選択⇒ 根拠 【利用目的のための外部提供】 保有個人情報を外部提供する法令根拠又は相当の理由があるとき。 具体的内容 【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】 小児慢性特定疾病医療支給認定を受けている者の資格情報を転出先自治体に提供することにより正確な資格継続処理を行うため。	①【利用目的内の場合】外部提供を行う法令根拠又は相当の理由がある
無	②	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき③及び④に規定する措置を講ずるか。〈第4号〉	
無	③	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第5号〉	
無	④	③のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第6号〉	
☑	⑤	個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第7号〉	提供する個人情報は支給認定に必要最低限の項目であるため、当該措置は実施しない。
3. 利用目的以外の目的のための外国にある第三者への外部提供に係る確認事項(第8号～第10号)			
利用目的以外の目的のために保有個人情報を外国にある第三者に提供する場合、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第8号～第10号〉			
確認事項		具体的内容・具体的対応等	
無	⑥	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合にあつては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第8号〉	
無	⑦	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあつては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。〈第9号〉	
無	⑧	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供した場合にあつては、同項の規定に基づき必要な措置を講ずるか。〈第10号〉	

外部提供の記録3

業務の名称	小児慢性特定疾病医療費助成			に関する業務
部課名	杉並保健所保健サービス課			
外部提供を受ける者	被用者保険の保険者			
外部提供を受ける者の利用目的	小児慢性特定疾病医療支援の高額療養費の支給について、保険者との連携により正確な患者負担額を算出するため。			
外部提供の根拠	利用目的内の提供	☒ 法令根拠あり ☐ 相当の理由がある ☐ 法第69条第1項(法令に基づく場合)		
	利用目的以外のための提供	☐ 法第69条第2項第1号(本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき)		
		☐ 法第69条第2項第3号 ☐ 法第69条第2項第4号		
	上記の法令根拠又は相当の理由	健康保険法施行規則第98条の2第2項、第3項		
外部提供の方法	☐ 閲覧 ☒ 文書 ☐ 磁気媒体 ☐ 外部結合 ☐ その他:			
	外部結合による提供			
外部提供の相手方に求めた措置の内容				

項番	外部提供した保有個人情報の項目
1	氏名
2	生年月日
3	住所
4	税額等の状況
5	医療保険加入状況
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	外部提供した保有個人情報の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

自己点検表④-1(□目的外利用・☑外部提供)

業務の名称	小児慢性特定疾病医療費助成に関する業務
主管部課名	杉並保健所保健サービス課
業務の根拠法令等	児童福祉法、児童福祉法施行規則
利用目的(全体)	小児慢性特定疾病医療費助成のため

目的外利用	目的外利用を行う業務の名称				
	部課名				
	目的外利用を行う理由				
外部提供	外部提供先の種別	民間事業者			
	外部提供先(詳細)	被用者保険の保険者			
	外部提供の方法	文書			方法(詳細) 郵送

No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)	No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)
		業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉			業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉
		☑ 目的外利用又は外部提供が必要な理由			☑ 目的外利用又は外部提供が必要な理由
1	氏名	小児慢性特定疾病医療支援の高額療養費の支給について、保険者との連携により正確な患者負担額を算出するため。	11		
2	生年月日	小児慢性特定疾病医療支援の高額療養費の支給について、保険者との連携により正確な患者負担額を算出するため。	12		
3	住所	小児慢性特定疾病医療支援の高額療養費の支給について、保険者との連携により正確な負担額を算出するため。	13		
4	税額等の状況	小児慢性特定疾病医療支援の高額療養費の支給について、保険者との連携により正確な負担額を算出するため。	14		
5	医療保険加入状況	小児慢性特定疾病医療支援の高額療養費の支給について、保険者との連携により正確な負担額を算出するため。	15		
6			16		
7			17		
8			18		
9			19		
10			20		

自己点検表④-2(□目的外利用・☑外部提供)

業務の名称	小児慢性特定疾病医療費助成に関する業務
主管部課名	杉並保健所保健サービス課
業務の根拠法令等	児童福祉法、児童福祉法施行規則
利用目的(全体)	小児慢性特定疾病医療費助成のため

2. 目的外利用・外部提供に係る確認事項(第2号～第7号)			
・目的外利用又は外部提供を行うに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第2号～第7号〉			
確認事項		具体的内容・具体的対応等	
☑	①	根拠 ・目的外利用又は外部提供を行う根拠は何か。〈第2号・第3号〉 健康保健法施行規則第98条の2第2項、第3項	根拠をプルダウンから選択⇒ ①【利用目的内の場合】外部提供を行う法令根拠又は相当の理由がある 【利用目的のための外部提供】 保有個人情報を外部提供する法令根拠又は相当の理由があるとき。 【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】 健康保健法施行規則第98条の2第2項、第3項
無	②	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合であつて、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき③及び④に規定する措置を講ずるか。〈第4号〉	
無	③	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第5号〉	
無	④	③のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第6号〉	
☑	⑤	個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第7号〉	提供する個人情報は支給認定に必要最低限の項目であるため、当該措置は実施しない。
3. 利用目的以外の目的のための外国にある第三者への外部提供に係る確認事項(第8号～第10号)			
利用目的以外の目的のために保有個人情報を外国にある第三者に提供する場合、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第8号～第10号〉			
確認事項		具体的内容・具体的対応等	
無	⑥	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合にあつては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第8号〉	
無	⑦	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあつては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。〈第9号〉	
無	⑧	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供した場合にあつては、同項の規定に基づき必要な措置を講ずるか。〈第10号〉	

電子計算組織への記録

電子計算組織 の名称	小児慢性特定疾病医療費助成システム		
利用業務	No	利用業務名	利用部課名
	1	小児慢性特定疾病医療費助成	杉並保健所保健サービス課
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		

項番	記録の項目
1	氏名
2	住所
3	性別
4	生年月日
5	続柄
6	電話番号
7	課税区分
8	収入判定対象者
9	疾患名
10	重症患者
11	認定区分
12	医療保険情報
13	所得区分
14	医療機関
15	申請日
16	有効期間開始日
17	有効期間終了日
18	人工呼吸器装着者
19	高額かつ長期
20	受給者番号
21	非認定理由
22	軽症者登録
23	送付日
24	交付日
25	登録者証申請の有無

項番	記録の項目
26	税賦課年度
27	所得割額
28	均等割額
29	算出合計所得割額
30	公的年金
31	その他給付
32	小慢/難病受給状況
33	支給認定世帯員
34	診断日
35	意見書アクセスキー
36	認定結果送付状況
37	請求年月
38	診療年月
39	入院外来の別
40	給付種別
41	日数
42	食事回数
43	決定点数
44	総医療費
45	医療保険負担額
46	公費負担額
47	補助基本額
48	自己負担額
49	レセプト区分
50	給付取込シリアルキー

項番	記録の項目
51	申請種別
52	変更内容
53	辞退理由
54	受付年度
55	発生日
56	決定日
57	取消日
58	通知日
59	資格の状況(指定医)
60	勤務先
61	意見書作成医
62	書類審査区分
63	審査依頼日
64	審査結果登録日
65	再審査
66	再審査依頼日
67	再審査結果登録日
68	喪失理由
69	喪失日
70	証明書有効期間
71	証明書発行事由
72	証明書発行日
73	低所得証明書提出の有無
74	診療科
75	収入額
76	世帯按分
77	未申告
78	上位所得で認定
79	負担者番号
80	適用開始日
81	口座情報
82	
83	
84	
85	
86	
87	
88	
89	
90	
91	
92	
93	
94	
95	
96	
97	
98	
99	
100	

項番	記録の項目
101	
102	
103	
104	
105	
106	
107	
108	
109	
110	
111	
112	
113	
114	
115	
116	
117	
118	
119	
120	
121	
122	
123	
124	
125	
126	
127	
128	
129	
130	
131	
132	
133	
134	
135	
136	
137	
138	
139	
140	
141	
142	
143	
144	
145	
146	
147	
148	
149	
150	

自己点検表⑤-1(電算入力)

業務の名称	小児慢性特定疾病医療費助成に関する業務
主管部課名	杉並保健所保健サービス課
業務の根拠法令等	児童福祉法、児童福祉法施行規則
利用目的(全体)	小児慢性特定疾病医療費助成のため

システム名	小児慢性特定疾病医療費助成システム
区の機関が管理する電子計算組織への記録を行う業務の内容 (電子計算組織の処理内容・利用方法)	申請情報の管理、受給者証の発行、医療費給付の管理、指定医・指定医療機関の管理

No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)	No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)
		業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 <第1号>			業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 <第1号>
		☒ 電子計算組織への記録が必要な理由			☒ 電子計算組織への記録が必要な理由
1	氏名	☒ 効率的かつ確実に事務を実施するため	11	認定区分	☒ 効率的かつ確実に事務を実施するため
2	住所	☒ 効率的かつ確実に事務を実施するため	12	医療保険情報	☒ 効率的かつ確実に事務を実施するため
3	性別	☒ 効率的かつ確実に事務を実施するため	13	所得区分	☒ 効率的かつ確実に事務を実施するため
4	生年月日	☒ 効率的かつ確実に事務を実施するため	14	医療機関	☒ 効率的かつ確実に事務を実施するため
5	続柄	☒ 効率的かつ確実に事務を実施するため	15	申請日	☒ 効率的かつ確実に事務を実施するため
6	電話番号	☒ 効率的かつ確実に事務を実施するため	16	有効期間開始日	☒ 効率的かつ確実に事務を実施するため
7	課税区分	☒ 効率的かつ確実に事務を実施するため	17	有効期間終了日	☒ 効率的かつ確実に事務を実施するため
8	収入判定対象者	☒ 効率的かつ確実に事務を実施するため	18	人工呼吸器装着者	☒ 効率的かつ確実に事務を実施するため
9	疾患名	☒ 効率的かつ確実に事務を実施するため	19	高額かつ長期	☒ 効率的かつ確実に事務を実施するため
10	重症患者	☒ 効率的かつ確実に事務を実施するため	20	受給者番号	☒ 効率的かつ確実に事務を実施するため

No	区の機関が管理 する電子計算組 織に記録する 保有個人情報 ※下線は要配慮個人 情報	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の 範囲及び妥当性(第1号)		No	区の機関が管理 する電子計算組 織に記録する 保有個人情報 ※下線は要配慮個人 情報	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の 範囲及び妥当性(第1号)	
		☒	電子計算組織への記録が必要な理由			☒	電子計算組織への記録が必要な理由
21	非認定理由	☒	効率的かつ確実に事務を実施するため	35	意見書アクセ スキー	☒	効率的かつ確実に事務を実施するため
22	軽症者登録	☒	効率的かつ確実に事務を実施するため	36	認定結果送付状 況	☒	効率的かつ確実に事務を実施するため
23	送付日	☒	効率的かつ確実に事務を実施するため	37	請求年月	☒	効率的かつ確実に事務を実施するため
24	交付日	☒	効率的かつ確実に事務を実施するため	38	診療年月	☒	効率的かつ確実に事務を実施するため
25	登録者証申請の 有無	☒	効率的かつ確実に事務を実施するため	39	入院外来の別	☒	効率的かつ確実に事務を実施するため
26	税賦課年度	☒	効率的かつ確実に事務を実施するため	40	給付種別	☒	効率的かつ確実に事務を実施するため
27	所得割額	☒	効率的かつ確実に事務を実施するため	41	日数	☒	効率的かつ確実に事務を実施するため
28	均等割額	☒	効率的かつ確実に事務を実施するため	42	食事回数	☒	効率的かつ確実に事務を実施するため
29	算出合計所得割 額	☒	効率的かつ確実に事務を実施するため	43	決定点数	☒	効率的かつ確実に事務を実施するため
30	公的年金	☒	効率的かつ確実に事務を実施するため	44	総医療費	☒	効率的かつ確実に事務を実施するため
31	その他給付	☒	効率的かつ確実に事務を実施するため	45	医療保険負担額	☒	効率的かつ確実に事務を実施するため
32	小慢／難病受給 状況	☒	効率的かつ確実に事務を実施するため	46	公費負担額	☒	効率的かつ確実に事務を実施するため
33	支給認定世帯員	☒	効率的かつ確実に事務を実施するため	47	補助基本額	☒	効率的かつ確実に事務を実施するため
34	診断日	☒	効率的かつ確実に事務を実施するため	48	自己負担額	☒	効率的かつ確実に事務を実施するため

No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)	No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)
		業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 <第1号>			業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 <第1号>
No		電子計算組織への記録が必要な理由	No		電子計算組織への記録が必要な理由
49	レセプト区分	☒ 効率的かつ確実に事務を実施するため	63	審査依頼日	☒ 効率的かつ確実に事務を実施するため
50	給付取込シリアルキー	☒ 効率的かつ確実に事務を実施するため	64	審査結果登録日	☒ 効率的かつ確実に事務を実施するため
51	申請種別	☒ 効率的かつ確実に事務を実施するため	65	再審査	☒ 効率的かつ確実に事務を実施するため
52	変更内容	☒ 効率的かつ確実に事務を実施するため	66	再審査依頼日	☒ 効率的かつ確実に事務を実施するため
53	辞退理由	☒ 効率的かつ確実に事務を実施するため	67	再審査結果登録日	☒ 効率的かつ確実に事務を実施するため
54	受付年度	☒ 効率的かつ確実に事務を実施するため	68	喪失理由	☒ 効率的かつ確実に事務を実施するため
55	発生日	☒ 効率的かつ確実に事務を実施するため	69	喪失日	☒ 効率的かつ確実に事務を実施するため
56	決定日	☒ 効率的かつ確実に事務を実施するため	70	証明書有効期間	☒ 効率的かつ確実に事務を実施するため
57	取消日	☒ 効率的かつ確実に事務を実施するため	71	証明書発行事由	☒ 効率的かつ確実に事務を実施するため
58	通知日	☒ 効率的かつ確実に事務を実施するため	72	証明書発行日	☒ 効率的かつ確実に事務を実施するため
59	資格の状況(指定医)	☒ 効率的かつ確実に事務を実施するため	73	低所得証明書提出の有無	☒ 効率的かつ確実に事務を実施するため
60	勤務先	☒ 効率的かつ確実に事務を実施するため	74	診療科	☒ 効率的かつ確実に事務を実施するため
61	意見書作成医	☒ 効率的かつ確実に事務を実施するため	75	収入額	☒ 効率的かつ確実に事務を実施するため
62	書類審査区分	☒ 効率的かつ確実に事務を実施するため	76	世帯按分	☒ 効率的かつ確実に事務を実施するため

No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)		No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)	
		業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 <第1号>	電子計算組織への記録が必要な理由			業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 <第1号>	電子計算組織への記録が必要な理由
77	未申告	☒	効率的かつ確実に事務を実施するため	91		☐	
78	上位所得で認定	☒	効率的かつ確実に事務を実施するため	92		☐	
79	負担者番号	☒	効率的かつ確実に事務を実施するため	93		☐	
80	適用開始日	☒	効率的かつ確実に事務を実施するため	94		☐	
81	口座情報	☒	効率的かつ確実に事務を実施するため	95		☐	
82		☐		96		☐	
83		☐		97		☐	
84		☐		98		☐	
85		☐		99		☐	
86		☐		100		☐	
87		☐		101		☐	
88		☐		102		☐	
89		☐		103		☐	
90		☐		104		☐	

自己点検表⑤-2(電算入力)

業務の名称	小児慢性特定疾病医療費助成に関する業務
主管部課名	杉並保健所保健サービス課
業務の根拠法令等	児童福祉法、児童福祉法施行規則
利用目的(全体)	小児慢性特定疾病医療費助成のため

2. 電子計算組織に係る確認事項(第2号～第5号)

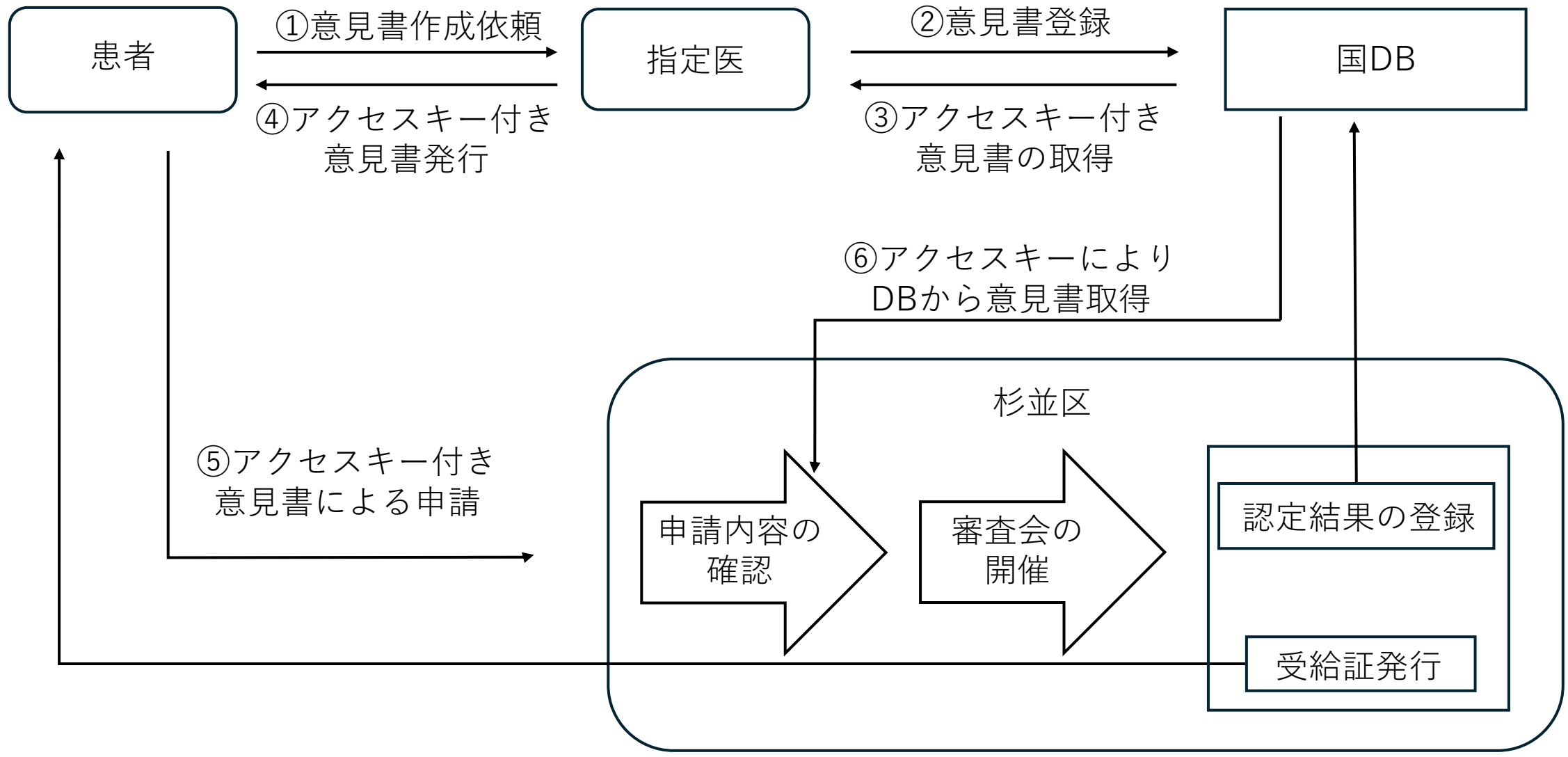
・保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録するに当たっての確認事項<第2号>

☒ ①	対象者数 <第2号ア>	600	人	☒ ②	操作員数 <第2号イ>	50	人	☒ ③	操作員種別 <第2号ウ>	区職員	操作員の詳細 <第2号ウ関連>	保健サービス課職員
☒ ④	データ処理件数 <第2号エ>	1750	件	☒ ⑤	操作端末種別 <第2号オ>	独自調達 端末(住民 情報系)			(その他の場合) 操作端末の詳細 <第2号オ関連>			

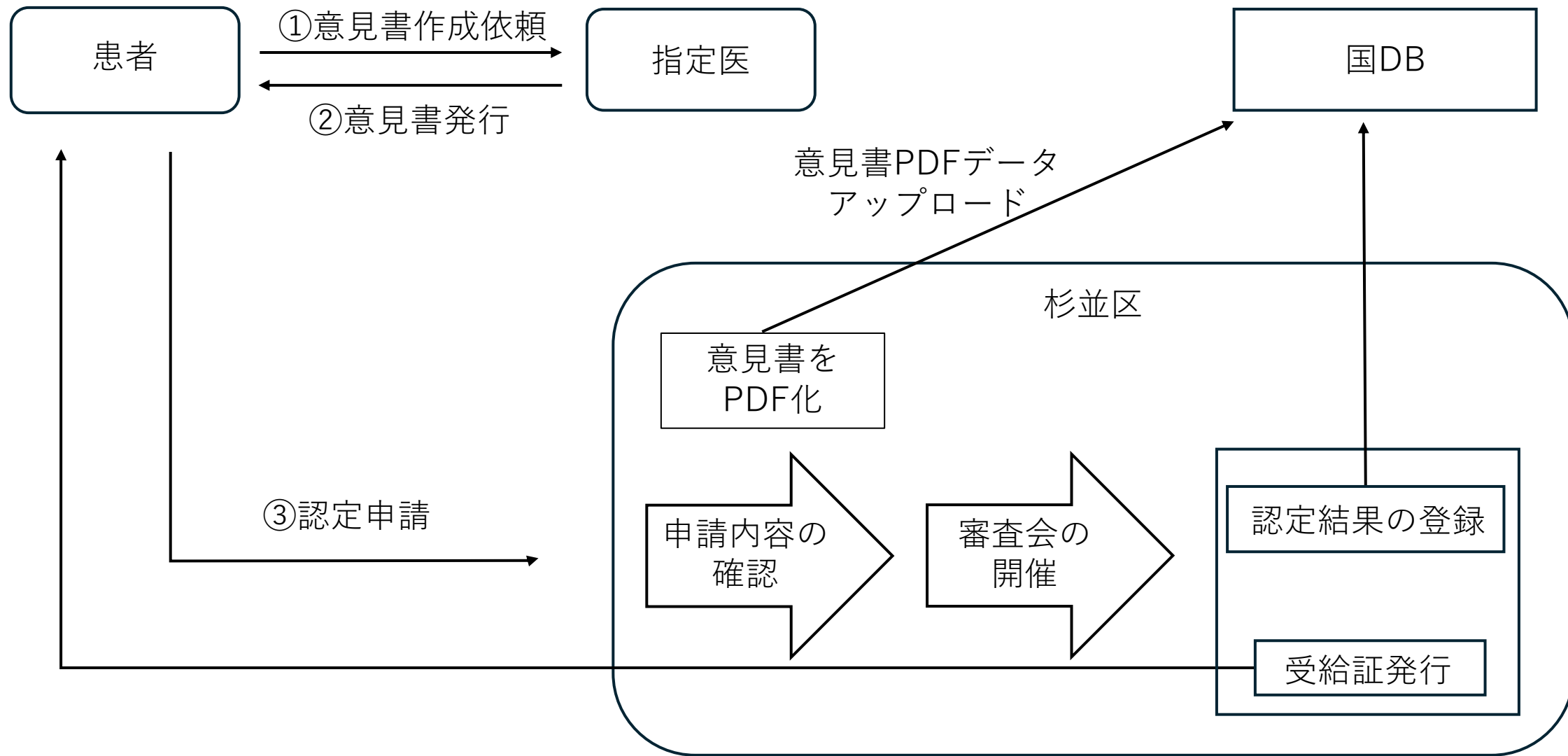
・区の機関が管理する電子計算組織への記録に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。<第3号～第5号>

確認事項		確認事項への具体的対応・代替措置等	
☒ ⑥	保有個人情報の秘匿性等その内容(※)に応じて必要な措置を行うか。<第3号> ※特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度など	☒ バックアップ	データベースに保管される情報は日次でバックアップを取得する。
		☒ データの暗号化	システム環境はインターネットから分離されている。
		☒ ログの取得管理	ログ取得ソフトにより、随時自動で取得されたアクセスログを、課内で定期的に確認を行っている。
		☒ パスワード認証	個人のIDとパスワード認証を行う。また、パスワードは90日に一度変更を行う。
		無	ICカード認証
		☒ 生体認証	生体認証を導入している。
		☒ データ持ち出し管理ソフトの導入	データ持ち出し管理ソフトを導入している。
		☒ ウイルス対策ソフトの導入	ウイルス対策ソフトを導入している。
		☒ 無停電電源装置(UPS)の導入	サーバに無停電電源装置を導入している。
☒ ⑦	アクセスする権限を有する職員等の範囲及び権限の内容を、業務を行う上で必要最小限の範囲に限定しているか。<第4号>	システムログイン権限は保健サービス課職員に限定する。	
☒ ⑧	保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、保有個人情報の複製及び送信並びに保有個人情報が記録された媒体の外部への送付及び持ち出しができる場合を必要最小限に限定しているか。<第5号>	受託者が保有個人情報が記録された媒体の外部への持ち出しを行う場合は、あらかじめ区の承認を得る必要がある。 同様に職員についても持ち出しを行う場合は上司の承認を得る必要がある。	

小児慢性特定疾病医療受給者証の交付に係る事務フロー
(指定医が国DBを利用して意見書を作成する場合)



小児慢性特定疾病医療受給者証の交付に係る事務フロー
(指定医が国DBを利用せずに意見書を作成する場合)



杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

対象業務名		社会を明るくする運動に関する業務		
主管部課名		保健福祉部管理課		
該当	点検事項	新規・変更	実施予定年月日	根拠法令等
○	個人情報の保有等	変更	令和8年6月15日	
	外部委託		令和 年 月 日	
	指定管理		令和 年 月 日	
	労働者派遣		令和 年 月 日	
	目的外利用		令和 年 月 日	
	外部提供		令和 年 月 日	
○	電算入力	新規	令和8年6月15日	
	外部結合		令和 年 月 日	
案件の概要	保健福祉部管理課では、法務省が主唱する更生保護に関する全国的な運動である「社会を明るくする運動」の、杉並区推進委員会の事務局を担っている。 毎年実施している社会を明るくする運動の啓発イベントにおいて、さらなる啓発を図るため、令和8年度から区内中学校生徒を対象にボランティアを募集する。 それに伴い、新たに個人情報の利用目的・対象となる個人情報の範囲・個人の記録の内容を追加する。 また、ボランティア希望者の管理を正確かつ効率的に行うため、電子計算機組織へ記録を行う。 【保有】 ・個人情報の利用目的、対象となる個人の範囲を追加するため、取り扱う個人情報項目について自己点検を行う。 ・新たに「学校名・学年」「アレルギーの状況」を保有する。 【電算】 ・電子計算機組織へ「氏名」を含む6項目を記録する。			
デジタル・セキュリティ部会での審議結果		令和 年 月 日		
		報告了承		
		以下のとおり		
		()		
備考				

個人情報の保有の記録

業務の名称	社会を明るくする運動		に関する業務
部課名	保健福祉部管理課		
個人情報の利用目的	社会を明るくする運動の実施委員との連絡のため ボランティア募集のため		
対象となる個人の範囲	社会を明るくする運動の実施委員 ボランティア希望者、その保護者		
個人情報の取得方法	☒ 本人から取得 ☐ 本人以外から取得		
	本人以外から取得の根拠又は理由		
個人情報の記録の方法	☒ 文書(紙) ☐ 共有フォルダ ☒ 電子計算組織 ☐ その他:		
電子計算組織の名称 (記録項目は別紙「電子計算組織への記録」参照)	1	社会を明るくする運動ボランティア管理	
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		

	基本情報	財産等の情報	心身等の情報	生活状況等の情報	社会活動等の情報
個人情報の記録の内容	氏名 住所 電話番号 メールアドレス			アレルギーの状況	職業・勤務先 役職・地位 団体加入の有無等 学校名・学年

自己点検表①(個人情報の保有・本人以外からの個人情報の取得)

業務の名称	社会を明るくする運動に関する業務
主管部課名	保健福祉部管理課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	ボランティア募集のため

対象となる個人の範囲 (第1号)	ボランティア希望者、その保護者
---------------------	-----------------

No	保有する 個人情報の内容 ※下線は 要配慮個人情報	1. 個人情報の保有(第2号～第5号)			2. 本人以外からの個人情報の 取得(第6号)
		・保有する個人情報の利用 目的は何か。〈第2号〉 ・保有する個人情報が利用 目的の達成に必要な範囲を 超えていないか。〈第3号〉	・利用目的を変更する場合、 変更前の利用目的と相当の 関連性を有すると合理的に 認められる範囲か。〈第4号〉	・本人から直接書面(電磁的記 録を含む。)に記録された個人 情報を取得するときの利用目 的を明示する方法は何か。(法 第62条各号のいずれかに該当 する場合はその旨)〈第5号〉	・本人以外から個人情報を取得する 根拠法令又は相当の理由は何か。〈 第6号〉
		利用目的	変更前の利用目的 との相当の関連性	利用目的を明示する 方法等	根拠法令又は相当の理由
1	氏名	ボランティア募集、活動に 必要な資料等の送付、事 務局からの問い合わせ、 アンケート、事故等の緊急 連絡に使用するため。 ☒	☐	☒ 申請書に記載する	☐
2	住所	ボランティア募集、活動に 必要な資料等の送付、事 務局からの問い合わせ、 アンケート、事故等の緊急 連絡に使用するため。 ☒	☐	☒ 申請書に記載する	☐
3	電話番号	ボランティア募集、活動に 必要な資料等の送付、事 務局からの問い合わせ、 アンケート、事故等の緊急 連絡に使用するため。 ☒	☐	☒ 申請書に記載する	☐
4	メールアドレス	ボランティア募集、活動に 必要な資料等の送付、事 務局からの問い合わせ、 アンケート、事故等の緊急 連絡に使用するため。 ☒	☐	☒ 申請書に記載する	☐
5	学校名・学年	ボランティア募集、活動に 必要な資料等の送付、事 務局からの問い合わせ、 アンケート、事故等の緊急 連絡に使用するため。 ☒	☐	☒ 申請書に記載する	☐
6	アレルギーの状 況	提供する軽食・昼食を調 整するため。 ☒	☐	☒ 申請書に記載する	☐
7		☐	☐	☐	☐
8		☐	☐	☐	☐
9		☐	☐	☐	☐
10		☐	☐	☐	☐

電子計算組織への記録

電子計算組織 の名称	社会を明るくする運動ボランティア管理		
利用業務	No	利用業務名	利用部課名
	1	社会を明るくする運動	保健福祉部管理課
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		

項番	記録の項目
1	氏名
2	住所
3	電話番号
4	メールアドレス
5	学校名・学年
6	アレルギーの状況
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	記録の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

自己点検表⑤-1(電算入力)

業務の名称	社会を明るくする運動に関する業務
主管部課名	保健福祉部管理課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	ボランティア募集のため

システム名	社会を明るくする運動ボランティア管理
区の機関が管理する電子計算組織への記録を行う業務の内容 (電子計算組織の処理内容・利用方法)	ボランティア希望者の管理

No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の 範囲及び妥当性(第1号)	No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の 範囲及び妥当性(第1号)
		業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 <第1号>			業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 <第1号>
		☒ 電子計算組織への記録が必要な理由			☒ 電子計算組織への記録が必要な理由
1	氏名	☒ ボランティア希望者の管理を正確かつ効率的に行うため	11		☐
2	住所	☒ ボランティア希望者の管理を正確かつ効率的に行うため	12		☐
3	電話番号	☒ ボランティア希望者の管理を正確かつ効率的に行うため	13		☐
4	メールアドレス	☒ ボランティア希望者の管理を正確かつ効率的に行うため	14		☐
5	学校名・学年	☒ ボランティア希望者の管理を正確かつ効率的に行うため	15		☐
6	アレルギーの状況	☒ ボランティア希望者の管理を正確かつ効率的に行うため	16		☐
7		☐	17		☐
8		☐	18		☐
9		☐	19		☐
10		☐	20		☐

自己点検表⑤-2(電算入力)

業務の名称	社会を明るくする運動に関する業務
主管部課名	保健福祉部管理課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	ボランティア募集のため

2. 電子計算組織に係る確認事項(第2号～第5号)

・保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録するに当たっての確認事項<第2号>

☒ ①	対象者数 <第2号ア>	10	人	☒ ②	操作員数 <第2号イ>	4	人	☒ ③	操作員種別 <第2号ウ>	区職員	操作員の詳細 <第2号ウ関連>	
☒ ④	データ処理件数 <第2号エ>	10	件	☒ ⑤	操作端末種別 <第2号オ>	内部情報系端末 (switchPC)			(その他の場合) 操作端末の詳細 <第2号オ関連>			

・区の機関が管理する電子計算組織への記録に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。<第3号～第5号>

確認事項		確認事項への具体的対応・代替措置等	
☒ ⑥	保有個人情報の秘匿性等その内容(※)に応じて必要な措置を行うか。<第3号> ※特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度など	☒ バックアップ	自動で日次バックアップを行う
		☒ データの暗号化	システム環境はインターネットから分離されている。
		☒ ログの取得管理	ログ取得ソフトにより、随時自動で取得されたアクセスログを、課内で定期的に確認を行っている。
		☒ パスワード認証	区職員PCのログインに当たっては、個人のIDとパスワード認証を行う。また、パスワードは90日に1度変更を行う。
		無 ICカード認証	
		☒ 生体認証	区職員PCには生体認証を導入している。
		☒ データ持ち出し管理ソフトの導入	区職員PCにはデータ持ち出し管理ソフトを導入している。
		☒ ウイルス対策ソフトの導入	区職員PCにはウイルス対策ソフトを導入している。
☒ ⑦	アクセスする権限を有する職員等の範囲及び権限の内容を、業務を行う上で必要最小限の範囲に限定しているか。<第4号>	☒ 無停電電源装置(UPS)の導入	サーバに無停電電源装置を導入している。
		無 (その他)	
☒ ⑧	保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、保有個人情報の複製及び送信並びに保有個人情報が記録された媒体の外部への送付及び持ち出しができる場合を必要最小限に限定しているか。<第5号>	原則、保有個人情報が記載された媒体の外部への送付及び持ち出しは行わないが、ボランティア当日の点呼の目的に限定して持ち出しを行う。	

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

対象業務名	生活保護に関する業務			
主管部課名	保健福祉部杉並福祉事務所			
該当	点検事項	新規・変更	実施予定年月日	根拠法令等
	個人情報の保有等		令和 年 月 日	
○	外部委託	新規	令和8年 月 日	
	指定管理		令和 年 月 日	
	労働者派遣		令和 年 月 日	
	目的外利用		令和 年 月 日	
○	外部提供	新規	令和8年 月 日	
	電算入力		令和 年 月 日	
○	外部結合	新規	令和8年 月 日	
案件の概要	平成25年に実施した生活扶助基準改定に関する最高裁判決(令和7年6月27日)を踏まえ、平成25年8月以降、令和8年3月までの期間において杉並区で生活保護を受給していた世帯(現在保護停止中の世帯、保護廃止世帯を含む)へ追加給付を行う。 本件事務にあたっては、追加給付事務に係る事務センターの設置、運用やコールセンターの設置、運用、相談窓口業務等を外部委託する。 委託事業者は事務にあたって、新たに構築する審査管理システムを活用し、電子申出等により受領したデータの取込み、申出内容及び個人情報の管理、追加給付に係る審査業務の進捗管理等を行う。区においても当該システムを参照し、審査状況や支給状況等の情報を共有しながら、適正かつ円滑に追加給付事務を進める。 また、本件の対象者のうち、平成25年生活扶助基準改定に係る訴訟において原告となった者については、区が行う追加給付に加え、厚生労働省が特別給付金を支給することとされている。 この特別給付金の支給にあたり、被告自治体である区は、厚生労働省に対し必要な情報提供等に協力することとされているため、厚生労働省への個人情報の外部提供を実施する。 【外部委託】 追加給付業務に係る「氏名」等15項目を外部委託で使用する。 【外部提供】 特別給付金支給業務に係る「氏名」等9項目を厚生労働省に外部提供する。 【外部結合】 追加給付業務に係る「氏名」等15項目を外部結合する。			
デジタル・セキュリティ部会での審議結果	令和 年 月 日 報告了承 以下のとおり ()			
備考				

外部委託の記録24

業務の名称	生活保護 に関する業務		
部課名	保健福祉部杉並福祉事務所		
委託先の区分	民間事業者(追加給付事務支援業務)		
委託の期間	☒ 単年度 ☐ 継続		
委託の内容	区が実施する追加給付事務に関し、事務センターの設置及び運用並びにコールセンターの設置及び運用並びに相談窓口業務を行う		
再委託の内容・理由	効率的かつ安定的な稼働を実現するために、システム保守などの知識、経験のある事業者による業務の一部(追加機能の開発等)を再委託する		
委託の条件	☒ 個人情報に関する秘密保持	☒ 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応	
	☒ 個人情報の目的外利用の禁止	☒ 個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄	
	☒ 保有個人情報に係る業務の再委託の制限	☒ 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任	
	☒ 個人情報の第三者への提供の制限	☒ 契約内容の遵守状況についての定期的報告	
	☒ 個人情報の複製等の制限	☒ 個人情報の取扱状況を把握するための監査等	
	☒ 個人情報の安全管理措置	☒ 関係法令の遵守	
個人情報の授受の方法	☐ 閲覧 ☐ 文書 ☐ 磁気媒体 ☒ 外部結合 ☒ その他: 記録媒体(USB、CD-R等) 外部結合による授受 外部結合の記録 1 のとおり		

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
1	氏名
2	住所
3	生年月日
4	続柄
5	電話番号
6	死亡等の状況
7	住所等異動状況
8	世帯番号
9	宛名番号
10	生活保護受給期間
11	追加給付額算定に係る基礎情報
12	振込先口座情報
13	申出内容(加算、世帯構成等)
14	要配慮者情報(DV等)
15	メールアドレス
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

自己点検表②-1(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	生活保護に関する業務
主管部課名	保健福祉部杉並福祉事務所
業務の根拠法令等	生活保護法第25条第2項
利用目的(全体)	生活保護実施のため

委託先又は指定管理者 に行わせる業務の内容 〈第1号〉	ア	コールセンター及び相談窓口の運営を行う
	イ	申請書等を電子データとして取り込み、形式審査を行う
	ウ	通知書等の印刷・送付を行う
	エ	追加給付額の支給データを作成する
再委託等を行う業務の内容 (再委託等を行う場合)	審査管理システムの構築・保守、通知書等の印刷・送付業務	

No	委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は 要配慮個人情報	委託先等が取扱う保有個人情報 (業務別)				1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号)	
						・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。〈第5号〉	
		ア	イ	ウ	エ	☒	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
1	氏名	☐	☐	☐		☒	・審査管理システムのデータベースに含まれるため ・通知書等の印刷に必要な項目であるため
2	住所	☐	☐	☐		☒	・審査管理システムのデータベースに含まれるため ・通知書等の印刷に必要な項目であるため
3	生年月日	☐	☐			☒	・審査管理システムのデータベースに含まれるため
4	続柄	☐	☐			☒	・審査管理システムのデータベースに含まれるため
5	電話番号	☐	☐			☒	・審査管理システムのデータベースに含まれるため
6	死亡等の状況	☐	☐			☒	・審査管理システムのデータベースに含まれるため
7	住所等異動状況	☐	☐			☒	・審査管理システムのデータベースに含まれるため
8	世帯番号	☐	☐			☒	・審査管理システムのデータベースに含まれるため
9	宛名番号	☐	☐			☒	・審査管理システムのデータベースに含まれるため
10	生活保護受給期間	☐	☐	☐		☒	・審査管理システムのデータベースに含まれるため ・通知書等の印刷に必要な項目であるため

委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は 要配慮個人情報		委託先等が取扱う保有 個人情報 (業務別)				1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号)	
						・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。 ＜第5号＞	
		No		ア	イ	ウ	エ
11	追加給付額算定に係る基礎情報	☐	☐	☐		☒	・審査管理システムのデータベースに含まれるため ・通知書等の印刷に必要な項目であるため
12	振込先口座情報	☐	☐		☐	☒	・審査管理システムのデータベースに含まれるため ・支給データ作成に必要な情報であるため
13	申出内容(加算、世帯構成等)	☐	☐	☐		☒	・審査管理システムのデータベースに含まれるため ・通知書等の印刷に必要な項目であるため
14	要配慮者情報(DV等)	☐	☐			☒	・審査管理システムのデータベースに含まれるため
15	メールアドレス	☐	☐			☒	・審査管理システムのデータベースに含まれるため
16						☒	
17						☒	
18						☒	
19						☒	
20						☐	
21						☐	
22						☐	
23						☐	
24						☐	

自己点検表②-2(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	生活保護に関する業務
主管部課名	保健福祉部杉並福祉事務所
業務の根拠法令等	生活保護法第25条第2項
利用目的(全体)	生活保護実施のため

2. 委託先又は指定管理者が取り扱う個人情報の重要度に応じ、委託事業者又は指定管理者の選定に関する選定基準等を定めているか。〈第2号〉	
☑	選定に使用した選定基準等
☑ ①	個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン
3. 委託先又は指定管理者に係る契約条項(第3号)	
・契約の締結に当たり、次の事項を契約書等に明記するか。〈第3号〉	
☑	契約書等への記載事項
☑ ②	個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務に関する事項〈第3号ア〉
☑ ③	【外部委託の場合】再委託の制限又は事前承認等の再委託に係る条件等に関する事項(当該再委託先が、委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)である場合も同様とする。)<第3号イ>
無 ④	【指定管理者の場合】委託の制限又は事前承認等の委託に係る条件等に関する事項(当該委託先が、指定管理者の子会社である場合も同様とする。)<第3号ウ>
☑ ⑤	個人情報の第三者への提供の制限に関する事項〈第3号エ〉
☑ ⑥	個人情報の複製等の制限に関する事項〈第3号オ〉
☑ ⑦	個人情報の安全管理措置に関する事項〈第3号カ〉
☑ ⑧	個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項〈第3号キ〉
☑ ⑨	委託終了時における個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄に関する事項〈第3号ク〉
☑ ⑩	法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項〈第3号ケ〉
☑ ⑪	【外部委託の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(再委託先の監査等に関する事項を含む。)<第3号コ>
無 ⑫	【指定管理者の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び指定管理者における個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(指定管理者の委託先の監査等に関する事項を含む。)<第3号サ>
☑ ⑬	関係法令の遵守に関する事項〈第3号シ〉
4. 委託先又は指定管理者に係る確認事項(第4号、第6号～第10号)	
・委託先又は指定管理者に業務を行わせるに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第4号、第6号～第10号〉	
☑	確認事項
☑ ⑭	委託先又は指定管理者における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するか。〈第4号〉
☑ ⑮	委託する業務又は指定管理者が行う業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行うか。〈第6号〉
☑ ⑯	【外部委託の場合】委託先が再委託を行う場合、委託先に、再委託先に行わせる業務の内容、取り扱わせる保有個人情報の範囲及びその妥当性の確認並びに①～⑭の措置を講じさせ、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて委託先を通じて又は個人情報保護管理責任者自らが⑮の措置を実施するか。(保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合(再々委託以降に委託を行う場合を含む。))を含む。)<第7号>
無 ⑰	【指定管理者の場合】指定管理者が委託を行う場合、指定管理者に、⑯の外部委託の例により必要な措置を講じさせるか。〈第8号〉
☑ ⑱	委託先又は指定管理者に個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、委託する業務又は指定管理者が行う業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第9号〉
☑ ⑲	委託先又は指定管理者との個人情報の授受に当たり、漏えい等を防止するために必要な措置を講ずるか。〈第10号〉

外部提供の記録21

業務の名称	生活保護に関する業務		
部課名	保健福祉部杉並福祉事務所		
外部提供を受ける者	厚生労働省		
外部提供を受ける者の利用目的	原告に対する特別給付金の支給を行うため		
外部提供の根拠	利用目的内の提供	☐ 法令根拠あり ☒ 相当の理由がある	
	利用目的以外のための提供	☐ 法第69条第1項(法令に基づく場合)	
		☐ 法第69条第2項第1号(本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき)	
		☐ 法第69条第2項第3号	☐ 法第69条第2項第4号
外部提供の方法	上記の法令根拠又は相当の理由	生活保護基準引下処分取消等請求訴訟に係る原告への特別給付金支給要領により、原告に対する特別給付金の支給を行うため。	
	☐ 閲覧 ☒ 文書 ☒ 磁気媒体 ☐ 外部結合 ☐ その他:		
外部提供の相手方に求めた措置の内容	外部結合による提供		

項番	外部提供した保有個人情報の項目
1	氏名
2	住所
3	生年月日
4	続柄
5	電話番号
6	住所等異動状況
7	生活保護受給期間
8	振込先口座情報
9	決定状況(決定通知書の写し等、保護費の追加給付決定額に係る追加支給情報)
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	

項番	外部提供した保有個人情報の項目
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	

自己点検表④-1(□目的外利用・☑外部提供)

業務の名称	生活保護に関する業務
主管部課名	保健福祉部杉並福祉事務所
業務の根拠法令等	生活保護基準引下処分取消等請求訴訟に係る原告への特別給付金支給要領
利用目的(全体)	生活保護実施のため

目的外利用	目的外利用を行う業務の名称				
	部課名				
	目的外利用を行う理由				
外部提供	外部提供先の種別	行政機関			
	外部提供先(詳細)	厚生労働省			
	外部提供の方法	文書	磁気媒体		方法(詳細)

No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)	No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)
		業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉			業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉
No		☒ 目的外利用又は外部提供が必要な理由	No		☒ 目的外利用又は外部提供が必要な理由
1	氏名	厚生労働省において申請書類等の内容を ☒ 確認し、原告に対して特別給付金の支給を行うため	11		
2	住所	厚生労働省において申請書類等の内容を ☒ 確認し、原告に対して特別給付金の支給を行うため	12		
3	生年月日	厚生労働省において申請書類等の内容を ☒ 確認し、原告に対して特別給付金の支給を行うため	13		
4	続柄	厚生労働省において申請書類等の内容を ☒ 確認し、原告に対して特別給付金の支給を行うため	14		
5	電話番号	厚生労働省において申請書類等の内容を ☒ 確認し、原告に対して特別給付金の支給を行うため	15		
6	住所等異動状況	厚生労働省において申請書類等の内容を ☒ 確認し、原告に対して特別給付金の支給を行うため	16		
7	生活保護受給期間	厚生労働省において申請書類等の内容を ☒ 確認し、原告に対して特別給付金の支給を行うため	17		
8	振込先口座情報	厚生労働省において申請書類等の内容を ☒ 確認し、原告に対して特別給付金の支給を行うため	18		
9	決定状況(決定通知書の写し等、保護費の追加給付決定額に係る追加支給情報)	厚生労働省において申請書類等の内容を ☒ 確認し、原告に対して特別給付金の支給を行うため	19		
10		☐	20		

自己点検表④-2(□目的外利用・☑外部提供)

業務の名称	生活保護に関する業務
主管部課名	保健福祉部杉並福祉事務所
業務の根拠法令等	生活保護基準引下処分取消等請求訴訟に係る原告への特別給付金支給要領
利用目的(全体)	生活保護実施のため

2. 目的外利用・外部提供に係る確認事項(第2号～第7号)			
・目的外利用又は外部提供を行うに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第2号～第7号〉			
確認事項		具体的内容・具体的対応等	
☑	①	・目的外利用又は外部提供を行う根拠は何か。 〈第2号・第3号〉	根拠をプルダウンから選択⇒ ①【利用目的内の場合】外部提供を行う法令根拠又は相当の理由がある 根拠 【利用目的のための外部提供】 保有個人情報等を外部提供する法令根拠又は相当の理由があるとき。 具体的内容 【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】 生活保護基準引下処分取消等請求訴訟に係る原告への特別給付金支給要領により、原告に対する特別給付金の支給を行うため。
無	②	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき③及び④に規定する措置を講ずるか。〈第4号〉	
無	③	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第5号〉	
無	④	③のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第6号〉	
☑	⑤	個人情報を提供するに当たり 、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第7号〉	提供する個人情報は全て業務に必要であるため、当該措置は実施しない
3. 利用目的以外の目的のための外国にある第三者への外部提供に係る確認事項(第8号～第10号)			
利用目的以外の目的のために保有個人情報を外国にある第三者に提供する場合、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第8号～第10号〉			
確認事項		具体的内容・具体的対応等	
無	⑥	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合にあつては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第8号〉	
無	⑦	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあつては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。〈第9号〉	
無	⑧	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供した場合にあつては、同項の規定に基づき必要な措置を講ずるか。〈第10号〉	

外部結合の記録1

業務の名称	生活保護	に関する業務
部課名	保健福祉部杉並福祉事務所	
外部結合の相手方	クラウドサービス事業者 ※電気通信回線の接続先	
外部結合の方法	☐ LGWAN回線 ☒ インターネット回線 ☐ 専用回線: ☒ その他: VPN接続およびIP制限をかけることでセキュアな環境を担保する	
外部結合を行う理由	審査を行う上で、クラウドサービス上で管理するデータに異動情報を反映させる必要があるため	
外部結合によって個人情報を提供・取得する相手方	民間事業者(追加給付事務支援業務)	
関連帳票	外部委託の記録 24	

項番	外部結合による提供をした個人情報の項目
1	氏名
2	住所
3	生年月日
4	続柄
5	電話番号
6	死亡等の状況
7	住所等異動状況
8	世帯番号
9	宛名番号
10	生活保護受給期間
11	追加給付額に係る基礎情報
12	振込先口座情報
13	申出内容(加算、世帯構成等)
14	要配慮者情報(DV等)
15	メールアドレス
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

項番	外部結合による取得をした個人情報の項目
1	氏名
2	住所
3	生年月日
4	続柄
5	電話番号
6	死亡等の状況
7	住所等異動状況
8	世帯番号
9	宛名番号
10	生活保護受給期間
11	追加給付額に係る基礎情報
12	振込先口座情報
13	申出内容(加算、世帯構成等)
14	要配慮者情報(DV等)
15	メールアドレス
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

自己点検表⑥-1(外部結合)

業務の名称	生活保護に関する業務
主管部課名	保健福祉部杉並福祉事務所
業務の根拠法令等	生活保護法第25条第2項
利用目的(全体)	生活保護実施のため

システム名	①生活保護費追加給付管理システム ②楽テル
外部結合を行う業務の内容	①給付事業の進捗管理および再委託先との共有 ②コールセンターでの応答記録の管理

外部結合によって提供する保有個人情報・取得する個人情報 ※下線は要配慮個人情報			1. 外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性(第1号・第2号)	
			・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情報を外部結合により取得する必要があるか。〈第1号・第2号〉	
No	提供する保有個人情報	取得する個人情報	☒	外部結合が必要な理由
1	氏名	氏名	☒	審査を行う上で、クラウドサービス上で管理するデータに異動情報を反映させる必要があるため
2	住所	住所	☒	審査を行う上で、クラウドサービス上で管理するデータに異動情報を反映させる必要があるため
3	生年月日	生年月日	☒	審査を行う上で、クラウドサービス上で管理するデータに異動情報を反映させる必要があるため
4	続柄	続柄	☒	審査を行う上で、クラウドサービス上で管理するデータに異動情報を反映させる必要があるため
5	電話番号	電話番号	☒	審査を行う上で、クラウドサービス上で管理するデータに異動情報を反映させる必要があるため
6	死亡等の状況	死亡等の状況	☒	審査を行う上で、クラウドサービス上で管理するデータに異動情報を反映させる必要があるため
7	住所等異動状況	住所等異動状況	☒	審査を行う上で、クラウドサービス上で管理するデータに異動情報を反映させる必要があるため
8	世帯番号	世帯番号	☒	審査を行う上で、クラウドサービス上で管理するデータに異動情報を反映させる必要があるため
9	宛名番号	宛名番号	☒	審査を行う上で、クラウドサービス上で管理するデータに異動情報を反映させる必要があるため
10	生活保護受給期間	生活保護受給期間	☒	審査を行う上で、クラウドサービス上で管理するデータに異動情報を反映させる必要があるため

外部結合によって提供する 保有個人情報・取得する個人情報 (下線は要配慮個人情報)			1. 外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性(第1号・第2号)	
			・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情報を外部結合により取得する必要があるか。〈第1号・第2号〉	
No	提供する保有個人情報	取得する個人情報	☒	外部結合が必要な理由
11	追加給付額に係る基礎情報	追加給付額に係る基礎情報	☒	審査を行う上で、クラウドサービス上で管理するデータに異動情報を反映させる必要があるため
12	振込先口座情報	振込先口座情報	☒	審査を行う上で、クラウドサービス上で管理するデータに異動情報を反映させる必要があるため
13	申出内容(加算、世帯構成等)	申出内容(加算、世帯構成等)	☒	審査を行う上で、クラウドサービス上で管理するデータに異動情報を反映させる必要があるため
14	要配慮者情報(DV等)	要配慮者情報(DV等)	☒	審査を行う上で、クラウドサービス上で管理するデータに異動情報を反映させる必要があるため
15	メールアドレス	メールアドレス	☒	審査を行う上で、クラウドサービス上で管理するデータに異動情報を反映させる必要があるため
16			☐	
17			☐	
18			☐	
19			☐	
20			☐	
21			☐	
22			☐	
23			☐	
24			☐	

自己点検表⑥-2(外部結合)

業務の名称	生活保護に関する業務
主管部課名	保健福祉部杉並福祉事務所
業務の根拠法令等	生活保護法第25条第2項
利用目的(全体)	生活保護実施のため

2. 外部結合に係る確認事項(第3号～第13号)				
外部結合に係る基本情報<第3号・第4号>				
☐	①	外部結合の相手方<第3号>	民間事業者	相手方の詳細<第3号関連> 民間事業者(追加給付事務支援業務)
☐	②	外部結合の方法<第4号>	インターネット回線	その他の場合の詳細<第4号関連> VPNの使用及びIP制限
・【提供の場合のみ】外部結合に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。<第5号～第13号>				
☒	確認事項		確認事項への具体的対応・代替措置等	
☒	③	外部結合により保有個人情報の提供を行う根拠は何か。<第5号・第6号>		根拠 根拠をプルダウンから選択⇒ ①【利用目的内の場合】外部結合によって提供する法令根拠又は相当の理由がある 【利用目的のための外部結合による提供】 保有個人情報を外部結合によって提供する法令根拠又は相当の理由があるとき。 具体的内容 【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】 審査を行う上で、クラウドサービス上で管理するデータに異動情報を反映させる必要があるため
無	④	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を外部結合によって提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき、⑤及び⑥に規定する措置を講ずるか。<第7号>		
無	⑤	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。<第8号>		
無	⑥	⑤のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。<第9号>		
☒	⑦	個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずるか。<第10号>		提供する個人情報は全て業務に必要であるため、当該措置は実施しない。
無	⑧	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。<第11号>		
無	⑨	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあつては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。<第12号>		
無	⑩	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供した場合にあつては、同項の規定に基づき必要な措置を講ずるか。<第13号>		

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

対象業務名	生活困窮者に対する自立支援に関する業務			
主管部課名	保健福祉部杉並福祉事務所			
該当	点検事項	新規・変更	実施予定年月日	根拠法令等
○	個人情報の保有等	変更	令和8年6月1日	
○	外部委託	新規	令和8年6月1日	
	指定管理		令和 年 月 日	
	労働者派遣		令和 年 月 日	
○	目的外利用	新規	令和8年6月1日	
	外部提供		令和 年 月 日	
	電算入力		令和 年 月 日	
○	外部結合	新規	令和8年6月1日	
案件の概要	昨今の災害級とも呼べる夏の猛暑を受け、区民の命を守る暑さ対策が急務となっている。このため、熱中症による健康被害の予防を図る観点から、経済的な理由によりエアコンの設置・更新が困難な世帯等を対象に、エアコン購入費等の助成を実施することとなった。 事業実施にあたり、個人情報の保有における利用目的及び保有する項目の追加、助成金支給に係る業務の外部委託、区が収集した情報の目的外利用を行うため、以下の事項について自己点検を実施する。 【個人情報の保有】 (1) 個人情報の利用目的に「生活困窮者に助成金を支給するため」を追加する。 (2) 「メールアドレス」「申請内容」を新たに記録する。 【外部委託】 生活困窮者への助成金の支給に係る業務を民間事業者へ委託する。 【目的外利用】 「特別区民税・都民税賦課徴収(特別徴収・普通徴収)に関する業務」から、「氏名」「住所」「生年月日」「課税状況」を目的外利用する。 【外部結合】 クラウドサービスを利用して助成金支給業務事業者と助成金申請者の情報を共有するため、外部結合を行う。			
デジタル・セキュリティ部会での審議結果	令和 年 月 日 報告了承 以下のとおり ()			
備考				

個人情報の保有の記録

業務の名称	生活困窮者に対する自立支援		に関する業務
部課名	保健福祉部杉並福祉事務所		
個人情報の利用目的	・相談支援業務において、相談者に対する具体的な自立支援内容を計画し、本人のニーズに適合した支援を提供していくため。 ・ <u>生活困窮者に助成金を支給するため。</u>		
対象となる個人の範囲	相談支援窓口を利用する生活困窮者等		
個人情報の取得方法	☒ 本人から取得 ☒ 本人以外から取得		
	本人以外から取得の根拠又は理由	<u>個人情報保護法第69条第2項第1号(本人同意)</u>	
個人情報の記録の方法	☒ 文書(紙) ☐ 共有フォルダ ☐ 電子計算組織 ☒ その他: 電子申請フォーム		
電子計算組織の名称 (記録項目は別紙「電子計算組織への記録」参照)	1		
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		

	基本情報	財産等の情報	心身等の情報	生活状況等の情報	社会活動等の情報
個人情報の記録の内容	氏名	資産の状況	健康状態	生活保護受給の有無	資格・特技
	住所	収入の状況	精神疾患状況	社会保障利用状況	希望進学先
	性別	生命保険等加入状況	身体的疾患状況	相談の内容	希望職種・業種
	生年月日	金融機関等借入状況	通院状況	暮らし向き	学歴
	続柄	口座情報	障害の状況	生育歴・生活歴	職歴
	電話番号	課税状況	検診・検査の結果	支援状況・結果	就労支援内容・結果
	<u>メールアドレス</u>		医療機関・医師	家族構成	職業・勤務先
				扶養状況	学校名・学年
				住居の状況	学校生活の状況
				施設入所	
				交友関係	
				趣味・し好	
				相談事例の内容	
				支援計画の内容	
				<u>申請内容</u>	

自己点検表①(個人情報の保有・本人以外からの個人情報の取得)

業務の名称	生活困窮者に対する自立支援に関する業務
主管部課名	保健福祉杉並福祉事務所
業務の根拠法令等	杉並区低所得世帯エアコン購入等助成金交付要綱
利用目的(全体)	生活困窮者に助成金を支給するため。

対象となる個人の範囲 (第1号)	生活困窮者において、エアコン購入等の助成を希望する者
---------------------	----------------------------

No	保有する 個人情報の内 容 ※下線は 要配慮個人情報	1. 個人情報の保有(第2号～第5号)			2. 本人以外からの個人情報の 取得(第6号)	
		・保有する個人情報の利用 目的は何か。〈第2号〉 ・保有する個人情報を利用 目的の達成に必要な範囲 を超えていないか。〈第3号〉	・利用目的を変更する場 合、変更前の利用目的と 相当の関連性を有すると 合理的に認められる範囲 か。〈第4号〉	・本人から直接書面(電磁的 記録を含む。)に記録された 個人情報を取得するときの利 用目的を明示する方法は何か。 (法第62条各号のいずれ かに該当する場合はその 旨)〈第5号〉	・本人以外から個人情報を取得する 根拠法令又は相当の理由は何か。 〈第6号〉	
		利用目的	変更前の利用目的 との相当の関連性	利用目的を明示する 方法等	根拠法令又は相当の理由	
1	氏名	助成金を支給するた め		申請書、申請フォームに記 載する。		
2	住所	助成金を支給するた め		申請書、申請フォームに記 載する。		
3	生年月日	助成金を支給するた め		申請書、申請フォームに記 載する。		
4	課税状況	助成金を支給するた め(助成対象世帯で あることを確認するた め)		申請書、申請フォームに記 載する。	法69条第2項第1号(本人同意)	
5	社会保障利用 状況(児童扶養 手当受給状況)	助成金を支給するた め(助成対象世帯で あることを確認するた め)		申請書、申請フォームに記 載する。		
6	家族構成	助成金を支給するた め(助成対象世帯で あることを確認するた め)		申請書、申請フォームに記 載する。		
7	続柄	助成金を支給するた め(助成対象世帯で あることを確認するた め)		申請書、申請フォームに記 載する。		
8	申請内容	助成金を支給するた め		申請書、申請フォームに記 載する。		
9	住居の状況(間 取り、設置前後 の写真)	助成金を支給するた め(助成対象要件を 確認するため)		申請書、申請フォームに記 載する。		
10	口座情報	助成金を支給するた め		申請フォームに記載する。		

保有する 個人情報の内容 ※下線は 要配慮個人情報		1. 個人情報の保有(第2号～第5号)			2. 本人以外からの個人情報の取得(第6号)	
		・保有する個人情報の利用目的は何か。〈第2号〉 ・保有する個人情報を利用目的の達成に必要な範囲を超えていないか。〈第3号〉	・利用目的を変更する場合、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲か。〈第4号〉	・本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された個人情報を取得するときの利用目的を明示する方法は何か。(法第62条各号のいずれかに該当する場合はその旨)〈第5号〉	・本人以外から個人情報を取得する根拠法令又は相当の理由は何か。〈第6号〉	
		☒ 利用目的	☒ 変更前の利用目的との相当の関連性	☒ 利用目的を明示する方法等	☒ 根拠法令又は相当の理由	
No						
11	電話番号	☒ 助成金を支給するため	☐	☒ 申請フォームに記載する。	☐	
12	メールアドレス	☒ 助成金を支給するため	☐	☒ 申請フォームに記載する。	☐	
13		☐	☐	☐	☐	
14		☐	☐	☐	☐	
15		☐	☐	☐	☐	
16		☐	☐	☐	☐	
17		☐	☐	☐	☐	
18		☐	☐	☐	☐	
19		☐	☐	☐	☐	
20		☐	☐	☐	☐	
21		☐	☐	☐	☐	
22		☐	☐	☐	☐	
23		☐	☐	☐	☐	

外部委託の記録1

業務の名称	生活困窮者に対する自立支援に関する業務		
部課名	保健福祉部杉並福祉事務所		
委託先の区分	民間事業者(助成金支給業務)		
委託の期間	☒ 単年度 ☐ 継続		
委託の内容	生活困窮者への助成金の支給に係る以下の業務 ・問合せ対応・申請受付・申請内容の点検および不備内容問合せ、可否決定までの前処理 ・決定等通知文書発送		
再委託の内容・理由	申請者あての公印入り各種通知の作成、発送について印刷業者に再委託する。		
委託の条件	☒ 個人情報の秘密保持	☒ 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応	
	☒ 個人情報の目的外利用の禁止	☒ 個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄	
	☒ 保有個人情報に係る業務の再委託の制限	☒ 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任	
	☒ 個人情報の第三者への提供の制限	☒ 契約内容の遵守状況についての定期的報告	
	☒ 個人情報の複製等の制限	☒ 個人情報の取扱状況を把握するための監査等	
	☒ 個人情報の安全管理措置	☒ 関係法令の遵守	
個人情報の授受の方法	☐ 閲覧 ☒ 文書 ☒ 磁気媒体 ☒ 外部結合 ☐ その他: 外部結合による授受 外部結合の記録 1 のとおり 電子申請の利用あり		

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
1	氏名
2	住所
3	生年月日
4	課税状況
5	社会保障利用状況(児童扶養手当受給状況)
6	家族構成
7	続柄
8	申請内容
9	住居の状況(間取り、設置前後の写真)
10	口座情報
11	電話番号
12	メールアドレス
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

自己点検表②-1(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	生活困窮者に対する自立支援に関する業務
主管部課名	保健福祉部杉並福祉事務所
業務の根拠法令等	杉並区低所得世帯エアコン購入等助成金交付要綱
利用目的(全体)	生活困窮者に助成金を支給するため。

委託先又は指定管理者に行わせる業務の内容 容 ＜第1号＞	ア	問い合わせ対応
	イ	申請受付
	ウ	申請内容の点検および不備内容問合せ、可否決定までの前処理
	エ	決定等通知文書発送
再委託等を行う業務の内容 (再委託等を行う場合)	各種通知書の作成及び発送業務	

No	委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	委託先等が取扱う保有個人情報 (業務別)				1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号)	
		ア	イ	ウ	エ	・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。〈第5号〉	
						委託先等に取り扱わせることが必要な理由	
1	氏名	☐	☐	☐	☐	☒	助成金を支給するため
2	住所	☐	☐	☐	☐	☒	助成金を支給するため
3	生年月日	☐	☐	☐		☒	助成金を支給するため
4	課税状況	☐	☐	☐		☒	助成金を支給するため(助成対象世帯であることを確認するため)
5	社会保障利用状況(児童扶養手当受給状況)	☐	☐	☐		☒	助成金を支給するため(助成対象世帯であることを確認するため)
6	家族構成	☐	☐	☐		☒	助成金を支給するため(助成対象世帯であることを確認するため)
7	続柄		☐	☐		☒	助成金を支給するため(助成対象世帯であることを確認するため)
8	申請内容	☐	☐	☐		☒	助成金を支給するため
9	住居の状況(間取り、設置前後の写真)	☐	☐	☐		☒	助成金を支給するため(助成対象要件を確認するため)
10	口座情報		☐	☐		☒	助成金を支給するため

委託先等に取り扱 わせる保有個人情 報 ※下線は 要配慮個人情報		委託先等が取扱う保 有個人情報 (業務別)				1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号)	
						・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。 〈第5号〉	
		No		ア	イ	ウ	エ
11	電話番号	☐	☐	☐		☒	助成金を支給するため
12	メールアドレス	☐	☐	☐		☒	助成金を支給するため
13						☐	
14						☐	
15						☐	
16						☐	
17						☐	
18						☐	
19						☐	
20						☐	
21						☐	
22						☐	
23						☐	
24						☐	

自己点検表②-2(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	生活困窮者に対する自立支援に関する業務
主管部課名	保健福祉部杉並福祉事務所
業務の根拠法令等	杉並区低所得世帯エアコン購入等助成金交付要綱
利用目的(全体)	生活困窮者に助成金を支給するため。

2. 委託先又は指定管理者が取り扱う個人情報の重要度に応じ、委託事業者又は指定管理者の選定に関する選定基準等を定めているか。〈第2号〉		
☑	選定に使用した選定基準等	
☑ ①	個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン	
3. 委託先又は指定管理者に係る契約条項(第3号)		
・契約の締結に当たり、次の事項を契約書等に明記するか。〈第3号〉		
☑	契約書等への記載事項	契約書に記載しない場合、その理由と代替措置
☑ ②	個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務に関する事項〈第3号ア〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ③	【外部委託の場合】再委託の制限又は事前承認等の再委託に係る条件等に関する事項(当該再委託先が、委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)である場合も同様とする。)<第3号イ>	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
無 ④	【指定管理者の場合】委託の制限又は事前承認等の委託に係る条件等に関する事項(当該委託先が、指定管理者の子会社である場合も同様とする。)<第3号ウ>	
☑ ⑤	個人情報の第三者への提供の制限に関する事項〈第3号エ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑥	個人情報の複製等の制限に関する事項〈第3号オ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑦	個人情報の安全管理措置に関する事項〈第3号カ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑧	個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項〈第3号キ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☐ ⑨	委託終了時における個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄に関する事項〈第3号ク〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑩	法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項〈第3号ケ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
☑ ⑪	【外部委託の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(再委託先の監査等に関する事項を含む。)<第3号コ>	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
無 ⑫	【指定管理者の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び指定管理者における個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(指定管理者の委託先の監査等に関する事項を含む。)<第3号サ>	
☑ ⑬	関係法令の遵守に関する事項〈第3号シ〉	個人情報に係る特記仕様書に記載する。
4. 委託先又は指定管理者に係る確認事項(第4号、第6号～第10号)		
・委託先又は指定管理者に業務を行わせるに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第4号、第6号～第10号〉		
☑	確認事項	確認事項への具体的対応・代替措置等
☑ ⑭	委託先又は指定管理者における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するか。〈第4号〉	委託先に情報管理体制表を提出させ、個人情報に係る特記仕様書において検査に関する事項を記載する。
☑ ⑮	委託する業務又は指定管理者が行う業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行う	単年度の事業予定のため契約期間内の実地検査の予定はないが、事業が1年を超えて行われる見通しとなった場合は実施する。
☑ ⑯	【外部委託の場合】委託先が再委託を行う場合、委託先に、再委託先に行わせる業務の内容、取り扱わせる保有個人情報の範囲及びその妥当性の確認並びに①～⑭の措置を講じさせ、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて委託先を通じて又は個人情報保護管理責任者自らが⑮の措置を実施するか。(保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合(再々委託以降に委託を行う場合を含む。))を含む。)<第7号>	通知書作成、発送業務において再委託が発生する。再委託承認の手続をとるとともに、①～⑭の措置を講じさせ⑮の措置を実施する。
無 ⑰	【指定管理者の場合】指定管理者が委託を行う場合、指定管理者に、⑯の外部委託の例により必要な措置を講じさせるか。〈第8号〉	
☑ ⑱	委託先又は指定管理者に個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、委託する業務又は指定管理者が行う業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第9号〉	提供する個人情報は全て業務に必要であるため、当該措置は実施しない。
☑ ⑲	委託先又は指定管理者との個人情報の授受に当たり、漏えい等を防止するために必要な措置を講ずるか。〈第10号〉	個人情報の授受は全てクラウドサービス上で行い、クラウドサービスにアクセスする従事者を制限する。入力事項についてはダブルチェックを行う。

目的外利用をした記録2

目的外利用をした業務の名称	(a) 生活困窮者に対する自立支援		に関する業務
目的外利用をした業務の利用目的	生活困窮者に助成金を支給するため		
目的外利用の根拠	☐ 法第69条第1項(法令に基づく場合)		
	☒ 法第69条第2項第1号(本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき)		
	☐ 法第69条第2項第2号(相当の理由があるとき)		
	上記の法令根拠又は相当の理由		
目的外利用の方法	☒ 閲覧 ☐ 文書 ☐ 電子計算組織 ☐ その他:		
目的外利用をされた業務の名称	(b) 特別区民税・都民税賦課徴収(特別徴収・普通徴収)		に関する業務

項番	(a)が目的外利用した(b)の保有個人情報項目
1	氏名
2	住所
3	生年月日
4	課税状況
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	(a)が目的外利用した(b)の保有個人情報項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

自己点検表④-1(☑目的外利用・□外部提供)

業務の名称	生活困窮者に対する自立支援に関する業務
主管部課名	保健福祉部杉並福祉事務所
業務の根拠法令等	杉並区低所得世帯エアコン購入等助成金交付要綱
利用目的(全体)	生活困窮者に助成金を支給するため。

目的外利用	目的外利用を行う業務の名称	特別区民税・都民税賦課徴収(特別徴収・普通徴収)		
	部課名	区民生活部課税課		
	目的外利用を行う理由	助成金支給の対象者であるかを判別するため		
外部提供	外部提供先の種別			
	外部提供先(詳細)			
	外部提供の方法	方法(詳細)		

No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)	No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)
		業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉 ☑ 目的外利用又は外部提供が必要な理由			業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉 ☑ 目的外利用又は外部提供が必要な理由
1	氏名	☑ 助成金支給の対象者であるかを判別するため	11		□
2	住所	☑ 助成金支給の対象者であるかを判別するため	12		□
3	生年月日	☑ 助成金支給の対象者であるかを判別するため	13		□
4	課税状況	☑ 助成金支給の対象者であるかを判別するため	14		□
5		□	15		□
6		□	16		□
7		□	17		□
8		□	18		□
9		□	19		□
10		□	20		□

自己点検表④-2(☑目的外利用・□外部提供)

業務の名称	生活困窮者に対する自立支援に関する業務
主管部課名	保健福祉部杉並福祉事務所
業務の根拠法令等	杉並区低所得世帯エアコン購入等助成金交付要綱
利用目的(全体)	生活困窮者に助成金を支給するため。

2. 目的外利用・外部提供に係る確認事項(第2号～第7号)			
・目的外利用又は外部提供を行うに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第2号～第7号〉			
確認事項		具体的内容・具体的対応等	
☑	①	目的外利用又は外部提供を行う根拠は何か。 〈第2号・第3号〉	根拠をプルダウンから選択⇒ ③【利用目的以外の目的の場合】法第69条第2項第1号 【目的外利用・利用目的以外の目的のための外部提供】 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。 【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】 申請書で申し込む場合は同意欄に署名、フォームで申し込む場合は同意ボタンを押下
無	②	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき③及び④に規定する措置を講ずるか。〈第4号〉	
無	③	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第5号〉	
無	④	③のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第6号〉	
無	⑤	個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第7号〉	
3. 利用目的以外の目的のための外国にある第三者への外部提供に係る確認事項(第8号～第10号)			
利用目的以外の目的のために保有個人情報を外国にある第三者に提供する場合、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第8号～第10号〉			
確認事項		具体的内容・具体的対応等	
無	⑥	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合にあつては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第8号〉	
無	⑦	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあつては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。〈第9号〉	
無	⑧	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供した場合にあつては、同項の規定に基づき必要な措置を講ずるか。〈第10号〉	

外部結合の記録1

業務の名称	生活困窮者に対する自立支援	に関する業務
部課名	保健福祉部杉並福祉事務所	
外部結合の相手方	民間事業者(クラウドサービス提供) ※電気通信回線の接続先	
外部結合の方法	☐ LGWAN回線 ☒ インターネット回線 ☐ 専用回線: ☐ その他:	
外部結合を行う理由	クラウドサービスを利用して、助成金支給業務事業者と助成金申請者の情報を共有するため。	
外部結合によって個人情報を提供・取得する相手方	民間事業者(助成金支給業務)	
関連帳票	外部委託の記録 1	

項番	外部結合による提供をした個人情報の項目
1	氏名
2	住所
3	生年月日
4	課税状況
5	社会保障利用状況(児童扶養手当受給状況)
6	家族構成
7	続柄
8	申請内容
9	住居の状況(間取り、設置前後の写真)
10	口座情報
11	電話番号
12	メールアドレス
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

項番	外部結合による取得をした個人情報の項目
1	氏名
2	住所
3	生年月日
4	課税状況
5	社会保障利用状況(児童扶養手当受給状況)
6	家族構成
7	続柄
8	申請内容
9	住居の状況(間取り、設置前後の写真)
10	口座情報
11	電話番号
12	メールアドレス
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	

自己点検表⑥-1(外部結合)

業務の名称	生活困窮者に対する自立支援
主管部課名	保健福祉部杉並福祉事務所
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	生活困窮者に助成金を支給するため

システム名	エアコン購入費等助成申請者管理台帳システム
外部結合を行う業務の内容	クラウドサービスを利用して助成金支給業務事業者と助成金申請者の情報を共有する

外部結合によって提供する保有個人情報・取得する個人情報 ※下線は要配慮個人情報			1. 外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性(第1号・第2号)
			・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情報を外部結合により取得する必要があるか。〈第1号・第2号〉
No	提供する保有個人情報	取得する個人情報	外部結合が必要な理由
1	氏名	氏名	クラウドサービスを利用して助成金支給業務事業者と助成金申請者の情報を共有し、当該事務を適切に執行するため
2	住所	住所	クラウドサービスを利用して助成金支給業務事業者と助成金申請者の情報を共有し、当該事務を適切に執行するため
3	生年月日	生年月日	クラウドサービスを利用して助成金支給業務事業者と助成金申請者の情報を共有し、当該事務を適切に執行するため
4	課税状況	課税状況	クラウドサービスを利用して助成金支給業務事業者と助成金申請者の情報を共有し、当該事務を適切に執行するため
5	社会保障利用状況 (児童扶養手当受給状況)	社会保障利用状況 (児童扶養手当受給状況)	クラウドサービスを利用して助成金支給業務事業者と助成金申請者の情報を共有し、当該事務を適切に執行するため
6	家族構成	家族構成	クラウドサービスを利用して助成金支給業務事業者と助成金申請者の情報を共有し、当該事務を適切に執行するため
7	続柄	続柄	クラウドサービスを利用して助成金支給業務事業者と助成金申請者の情報を共有し、当該事務を適切に執行するため
8	申請内容	申請内容	クラウドサービスを利用して助成金支給業務事業者と助成金申請者の情報を共有し、当該事務を適切に執行するため
9	住居の状況 (間取り、設置前後の 写真)	住居の状況 (間取り、設置前後の 写真)	クラウドサービスを利用して助成金支給業務事業者と助成金申請者の情報を共有し、当該事務を適切に執行するため
10	口座情報	口座情報	クラウドサービスを利用して助成金支給業務事業者と助成金申請者の情報を共有し、当該事務を適切に執行するため

外部結合によって提供する 保有個人情報・取得する個人情報 (下線は要配慮個人情報)			1. 外部結合によって提供・取得する個人情報の妥当性(第1号・第2号)	
			・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を外部結合により提供又は当該個人情報を外部結合により取得する必要があるか。〈第1号・第2号〉	
No	提供する保有個人情報	取得する個人情報	☒	外部結合が必要な理由
11	電話番号	電話番号	☒	クラウドサービスを利用して助成金支給業務事業者と助成金申請者の情報を共有し、当該事務を適切に執行するため
12	メールアドレス	メールアドレス	☒	クラウドサービスを利用して助成金支給業務事業者と助成金申請者の情報を共有し、当該事務を適切に執行するため

自己点検表⑥-2(外部結合)

業務の名称	生活困窮者に対する自立支援
主管部課名	保健福祉部杉並福祉事務所
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	生活困窮者に助成金を支給するため

2. 外部結合に係る確認事項(第3号～第13号)				
外部結合に係る基本情報<第3号・第4号>				
☒	①	外部結合の相手方<第3号>	民間事業者	相手方の詳細<第3号関連> 民間事業者(助成金支給業務)
☒	②	外部結合の方法<第4号>	インターネット回線	その他の場合の詳細<第4号関連>
・【提供の場合のみ】外部結合に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。<第5号～第13号>				
☒	確認事項		確認事項への具体的対応・代替措置等	
☒	③	外部結合により保有個人情報の提供を行う根拠は何か。<第5号・第6号>		根拠をプルダウンから選択⇒ ①【利用目的内の場合】外部結合によって提供する法令根拠又は相当の理由がある 【利用目的のための外部結合による提供】保有個人情報を外部結合によって提供する法令根拠又は相当の理由があるとき。 【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】 クラウドサービスを利用して助成金支給業務事業者と助成金申請者の情報を共有し、助成金支給業務を適切に執行するため
無	④	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を外部結合によって提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき、⑤及び⑥に規定する措置を講ずるか。<第7号>		
無	⑤	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。<第8号>		
無	⑥	⑤のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。<第9号>		
☒	⑦	個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずるか。<第10号>		提供する個人情報は全て業務に必要なため、当該措置は実施しない。
無	⑧	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供する場合にあつては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。<第11号>		
無	⑨	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあつては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。<第12号>		
無	⑩	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を外部結合によって提供した場合にあつては、同項の規定に基づき必要な措置を講ずるか。<第13号>		

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

対象業務名		職員のシェアサイクル利用に関する業務		
主管部課名		都市整備部管理課		
該当	点検事項	新規・変更	実施予定年月日	根拠法令等
○	個人情報の保有等	新規	令和8年6月16日	
	外部委託		令和 年 月 日	
	指定管理		令和 年 月 日	
	労働者派遣		令和 年 月 日	
	目的外利用		令和 年 月 日	
○	外部提供	新規	令和8年6月16日	
○	電算入力	新規	令和8年6月16日	
	外部結合		令和 年 月 日	
案件の概要	職員の出張時の移動については、徒歩や公共交通機関、公用車に加え、庁有自転車も活用しているところである。このような状況の中、駅から目的地まで徒歩により移動していた区間や、公共交通機関の乗り継ぎにより移動していた区間等について、より効率的・柔軟な移動を行えるようにするため、シェアサイクルの活用を行う。 令和8年度は、都市整備部において、希望する職員を対象に試行的に業務利用を行い、その運用を通じて利用実績や運用面の課題を検証する。実施にあたっては、交通ルールを含む利用方法等の説明を行い、安全運転の意識向上を図った上で行う。 シェアサイクルの活用により、状況に応じた効率的・柔軟な移動手段や経路の選択が可能となり、移動時間の短縮による業務の効率化や、利便性の向上を通じて、職員の働き方の改善にもつながることが期待される。また、クルマから自転車への転換に向けた取組としても期待され、環境負荷の低減にも寄与することが見込まれる。 成果や課題を整理した上で、対象部署の拡大等、今後の方向性を検討する。 【個人情報の保有等】 シェアサイクルサービスの利用にあたり、職員の「氏名」等4項目を保有する。 【外部提供】 シェアサイクルサービスの利用にあたり、職員の「氏名」等3項目を提供する。 【電算記録】 シェアサイクルサービスの利用にあたり、効率的で正確な事務処理を行うため、シェアサイクル利用者管理システムを設置し、「氏名」等4項目を記録する。			
デジタル・セキュリティ部会での審議結果		令和 年 月 日		
		報告了承		
		以下のとおり		
		()		
備考				

個人情報の保有の記録

業務の名称	職員のシェアサイクル利用		に関する業務
部課名	都市整備部管理課		
個人情報の利用目的	職員が出張時にシェアサイクルサービスを利用するため		
対象となる個人の範囲	区職員(都市整備部所属のシェアサイクルサービスを利用する職員)		
個人情報の取得方法	☒ 本人から取得 ☒ 本人以外から取得		
	本人以外から取得の根拠又は理由	シェアサイクルサービスを利用する職員の利用状況を確認するため	
個人情報の記録の方法	☐ 文書(紙) ☐ 共有フォルダ ☒ 電子計算組織 ☐ その他:		
電子計算組織の名称 (記録項目は別紙「電子計算組織への記録」参照)	1	シェアサイクル利用者管理システム	
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		

個人情報の記録の内容	基本情報	財産等の情報	心身等の情報	生活状況等の情報	社会活動等の情報
	氏名 メールアドレス 電話番号 利用履歴				

自己点検表①(個人情報の保有・本人以外からの個人情報の取得)

業務の名称	職員のシェアサイクル利用に関する業務
主管部課名	都市整備部管理課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	出張時にシェアサイクルサービスを利用するため。

対象となる個人の範囲 (第1号)	区職員(都市整備部所属のシェアサイクルサービスを利用する職員)
---------------------	---------------------------------

No	保有する 個人情報の内容 ※下線は 要配慮個人情報	1. 個人情報の保有(第2号～第5号)			2. 本人以外からの個人情報の取得(第6号)
		・保有する個人情報の利用目的は何か。〈第2号〉 ・保有する個人情報が利用目的の達成に必要な範囲を超えていないか。〈第3号〉	・利用目的を変更する場合、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲か。〈第4号〉	・本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された個人情報を取得するときの利用目的を明示する方法は何か。(法第62条各号のいずれかに該当する場合はその旨)〈第5号〉	・本人以外から個人情報を取得する根拠法令又は相当の理由は何か。〈第6号〉
		☒ 利用目的	☒ 変更前の利用目的との相当の関連性	☒ 利用目的を明示する方法等	☒ 根拠法令又は相当の理由
1	氏名	☒ シェアサイクルサービスを利用する職員の利用者登録を行うため。	☐	☒ シェアサイクルサービス利用希望者を募集する際に利用目的を明示。	☐
2	メールアドレス	☒ シェアサイクルサービスを利用する職員の利用者登録を行うため。	☐	☒ シェアサイクルサービス利用希望者を募集する際に利用目的を明示。	☐
3	電話番号	☒ シェアサイクルサービスを利用する職員の利用者登録を行うため。	☐	☒ シェアサイクルサービス利用希望者を募集する際に利用目的を明示。	☐
4	利用履歴	☒ シェアサイクルサービスを利用する職員の利用状況を確認するため	☐	☐	☒ シェアサイクルサービスを利用する職員の利用状況を確認するため
5		☐	☐	☐	☐
6		☐	☐	☐	☐
7		☐	☐	☐	☐
8		☐	☐	☐	☐
9		☐	☐	☐	☐
10		☐	☐	☐	☐

外部提供の記録1

業務の名称	職員のシェアサイクル利用			に関する業務
部課名	都市整備部管理課			
外部提供を受ける者	民間事業者			
外部提供を受ける者の利用目的	シェアサイクルサービスを提供するため。			
外部提供の根拠	利用目的内の提供	☐ 法令根拠あり ☒ 相当の理由がある		
	利用目的以外のための提供	☐ 法第69条第1項(法令に基づく場合)		
		☐ 法第69条第2項第1号(本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき)		
		☐ 法第69条第2項第3号 ☐ 法第69条第2項第4号		
	上記の法令根拠又は相当の理由	職員がシェアサイクルサービスを利用するため、事業者には職員の個人情報を提供し利用者登録を行う。		
外部提供の方法	☐ 閲覧 ☐ 文書 ☐ 磁気媒体 ☐ 外部結合 ☒ その他: メール			
	外部結合による提供			
外部提供の相手方に求めた措置の内容				

項番	外部提供した保有個人情報の項目
1	氏名
2	メールアドレス
3	電話番号
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	外部提供した保有個人情報の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

自己点検表④-1(□目的外利用・☑外部提供)

業務の名称	職員のシェアサイクル利用に関する業務
主管部課名	都市整備部管理課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	出張時にシェアサイクルサービスを利用するため。

目的外利用	目的外利用を行う業務の名称					
	部課名					
	目的外利用を行う理由					
外部提供	外部提供先の種別	民間事業者				
	外部提供先(詳細)	シェアサイクルサービス提供事業者				
	外部提供の方法	その他			方法(詳細)	メール

No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)	No	目的外利用又は外部提供を行う保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 目的外利用・外部提供を行う保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)
		業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉			業務の実施に当たり、当該保有個人情報を目的外利用又は外部提供する必要があるか。〈第1号〉
		☑ 目的外利用又は外部提供が必要な理由			☑ 目的外利用又は外部提供が必要な理由
1	氏名	☑ シェアサイクルサービスを利用する職員の利用者登録を行うため。	11		☐
2	メールアドレス	☑ シェアサイクルサービスを利用する職員の利用者登録を行うため。	12		☐
3	電話番号	☑ シェアサイクルサービスを利用する職員の利用者登録を行うため。	13		☐
4		☐	14		☐
5		☐	15		☐
6		☐	16		☐
7		☐	17		☐
8		☐	18		☐
9		☐	19		☐
10		☐	20		☐

自己点検表④-2(□目的外利用・☑外部提供)

業務の名称	職員のシェアサイクル利用に関する業務
主管部課名	都市整備部管理課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	出張時にシェアサイクルサービスを利用するため。

2. 目的外利用・外部提供に係る確認事項(第2号～第7号)			
・目的外利用又は外部提供を行うに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第2号～第7号〉			
確認事項		具体的内容・具体的対応等	
☑	①	・目的外利用又は外部提供を行う根拠は何か。 〈第2号・第3号〉	根拠をプルダウンから選択⇒ ①【利用目的内の場合】外部提供を行う法令根拠又は相当の理由がある 【利用目的のための外部提供】 保有個人情報を外部提供する法令根拠又は相当の理由があるとき。 【根拠法令、本人同意の方法、相当の理由、特別な理由等について記載】 職員がシェアサイクルサービスを利用するため、事業者には職員の個人情報を提供し利用者登録を行う。
無	②	法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合であって、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき③及び④に規定する措置を講ずるか。〈第4号〉	
無	③	法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、提供先との間において、原則として、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を記載した書面(電磁的記録を含む。)を取り交わすか。〈第5号〉	
無	④	③のほか、法第69条第2項第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合にあっては、法第70条の規定に基づき、保有個人情報の取扱いに係る安全確保の措置を講ずることを求めるとともに、必要があると認めるときは、当該提供をする前又は随時に実地の調査等を行い、当該措置の状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の必要な措置を講ずるか。〈第6号〉	
☑	⑤	個人情報を提供するに当たり、 漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第7号〉	提供する個人情報は全て業務に必要であるため、当該措置は実施しない。
3. 利用目的以外の目的のための外国にある第三者への外部提供に係る確認事項(第8号～第10号)			
利用目的以外の目的のために保有個人情報を外国にある第三者に提供する場合、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第8号～第10号〉			
確認事項		具体的内容・具体的対応等	
無	⑥	法第71条第1項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合にあっては、同項の規定に基づき本人の同意を得るか。〈第8号〉	
無	⑦	法第71条第1項の規定に基づき本人の同意を得る場合にあっては、同条第2項の規定に基づき当該本人に参考となるべき外国における個人情報の保護に関する制度に係る情報等を提供するか。〈第9号〉	
無	⑧	法第71条第3項の規定により外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供した場合にあっては、同項の規定に基づき必要な措置を講ずるか。〈第10号〉	

電子計算組織への記録

電子計算組織 の名称	シェアサイクル利用者管理システム		
利用業務	No	利用業務名	利用部課名
	1	職員のシェアサイクル利用	都市整備部管理課
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		

項番	記録の項目
1	氏名
2	メールアドレス
3	電話番号
4	利用履歴
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	記録の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

自己点検表⑤-1(電算入力)

業務の名称	職員のシェアサイクル利用に関する業務
主管部課名	都市整備部管理課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	出張時にシェアサイクルサービスを利用するため。

システム名	シェアサイクル利用者管理システム
区の機関が管理する電子計算組織への記録を行う業務の内容 (電子計算組織の処理内容・利用方法)	シェアサイクルサービス利用登録者の個人情報管理業務

No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)	No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)
		業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 <第1号>			業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 <第1号>
		☒ 電子計算組織への記録が必要な理由			☒ 電子計算組織への記録が必要な理由
1	氏名	☒ 効率的で正確な事務処理を行うため。	11		☐
2	メールアドレス	☒ 効率的で正確な事務処理を行うため。	12		☐
3	電話番号	☒ 効率的で正確な事務処理を行うため。	13		☐
4	利用履歴	☒ 効率的で正確な事務処理を行うため。	14		☐
5		☐	15		☐
6		☐	16		☐
7		☐	17		☐
8		☐	18		☐
9		☐	19		☐
10		☐	20		☐

自己点検表⑤-2(電算入力)

業務の名称	職員のシェアサイクル利用に関する業務
主管部課名	都市整備部管理課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	出張時にシェアサイクルサービスを利用するため。

2. 電子計算組織に係る確認事項(第2号～第5号)															
・保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録するに当たっての確認事項<第2号>															
☒	①	対象者数 <第2号ア>	100	人	☒	②	操作員数 <第2号イ>	3	人	☒	③	操作員種別 <第2号ウ>	区職員	操作員の詳細 <第2号ウ関連>	都市整備部管理課職員
☒	④	データ処理件数 <第2号エ>	100	件	☒	⑤	操作端末種別 <第2号オ>	内部情報系端末 (switchPC)	(その他の場合) 操作端末の詳細 <第2号オ関連>						
・区の機関が管理する電子計算組織への記録に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。<第3号～第5号>															
確認事項								確認事項への具体的対応・代替措置等							
☒	⑥	保有個人情報の秘匿性等その内容(※)に応じて必要な措置を行うか。<第3号> ※特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度など							☒	バックアップ	自動で日次バックアップを行う。				
									☒	データの暗号化	システム環境はインターネットから分離されている。				
									☒	ログの取得管理	ログ取得ソフトにより、随時自動で取得されたアクセスログを、課内で定期的に確認を行っている。				
									☒	パスワード認証	区職員PCのログインに当たっては、個人のIDとパスワード認証を行う。また、パスワードは90日に1度変更を行う。				
									無	ICカード認証					
									☒	生体認証	区職員PCには生体認証を導入している。				
									☒	データ持ち出し管理ソフトの導入	区職員PCにはデータ持ち出し管理ソフトを導入している。				
									☒	ウイルス対策ソフトの導入	区職員PCにはウイルス対策ソフトを導入している。				
									☒	無停電電源装置(UPS)の導入	サーバに無停電電源装置を導入している。				
									無	(その他)					
☒	⑦	アクセスする権限を有する職員等の範囲及び権限の内容を、業務を行う上で必要最小限の範囲に限定しているか。<第4号>							業務を担当する職員に限定する。						
☒	⑧	保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、保有個人情報の複製及び送信並びに保有個人情報が記録された媒体の外部への送付及び持ち出しができる場合を必要最小限に限定しているか。<第5号>							事業者への情報提供に限定する。						

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

対象業務名	危険擁壁・がけ指導に関する業務			
主管部課名	都市整備部建築課、市街地整備課			
該当	点検事項	新規・変更	実施予定年月日	根拠法令等
	個人情報の保有等		令和 年 月 日	
○	外部委託	新規	令和8年5月25日	
	指定管理		令和 年 月 日	
	労働者派遣		令和 年 月 日	
	目的外利用		令和 年 月 日	
	外部提供		令和 年 月 日	
	電算入力		令和 年 月 日	
	外部結合		令和 年 月 日	
案件の概要	擁壁が倒壊した際に影響が大きいと想定される道路等に面する区内の既存擁壁（以下「既存擁壁」という。）について、現状を把握した上で健全度判定を実施し、改善が必要な擁壁の所有者等に対して助言及び指導を行う。 これに伴い、当該業務の一部を専門事業者に外部委託する。 【外部委託】 既存擁壁の健全度判定に関する業務を外部委託する。			
デジタル・セキュリティ部会での審議結果	令和 年 月 日 報告了承 以下のとおり ()			
備考				

外部委託の記録1

業務の名称	危険擁壁・がけ指導			に関する業務
部課名	都市整備部建築課、市街地整備課			
委託先の区分	民間事業者(既存擁壁の健全度判定に関する業務)			
委託の期間	☐ 単年度 ☒ 継続			
委託の内容	既存擁壁の健全度判定に関する業務			
再委託の内容・理由				
委託の条件	☒ 個人情報に関する秘密保持	☒ 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応		
	☒ 個人情報の目的外利用の禁止	☒ 個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄		
	☒ 保有個人情報に係る業務の再委託の制限	☒ 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任		
	☒ 個人情報の第三者への提供の制限	☒ 契約内容の遵守状況についての定期的報告		
	☒ 個人情報の複製等の制限	☒ 個人情報の取扱状況を把握するための監査等		
	☒ 個人情報の安全管理措置	☒ 関係法令の遵守		
個人情報の授受の方法	☐ 閲覧 ☒ 文書 ☒ 磁気媒体 ☒ 外部結合 ☐ その他: 外部結合による授受 情報基盤の利用あり			

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
1	氏名
2	住所
3	擁壁の概要
4	擁壁の判定内容・結果
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	委託先が取り扱う保有個人情報の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

自己点検表②-1(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	危険擁壁・がけ指導に関する業務
主管部課名	都市整備部建築課、市街地整備課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	保安上危険な敷地・工作物の是正指導をするため

委託先又は指定管理者 に行わせる業務の内容 〈第1号〉	ア	既存擁壁の健全度判定
	イ	既存擁壁の業務報告書の作成
	ウ	
	エ	
再委託等を行う業務の内容 (再委託等を行う場合)		

No	委託先等に取り扱わせる保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	委託先等が取扱う保有個人情報 (業務別)				1. 委託先等に取り扱わせる保有個人情報(第5号)	
						・業務の実施に当たり、当該保有個人情報を取り扱わせる必要があるか。〈第5号〉	
		ア	イ	ウ	エ	☒	委託先等に取り扱わせることが必要な理由
1	氏名		○			☒	健全度判定結果が低又は中になった擁壁については、登記から所有者の情報を取得し、業務報告書を作成するため
2	住所	○	○			☒	擁壁の健全度判定及び業務報告書作成のため
3	擁壁の概要	○	○			☒	擁壁の健全度判定及び業務報告書作成のため
4	擁壁の判定内容・結果	○	○			☒	擁壁の健全度判定及び業務報告書作成のため
5						☐	
6						☐	
7						☐	
8						☐	
9						☐	
10						☐	

自己点検表②-2(☑外部委託・□指定管理者)

業務の名称	危険擁壁・がけ指導に関する業務
主管部課名	都市整備部建築課、市街地整備課
業務の根拠法令等	
利用目的(全体)	保安上危険な敷地・工作物の是正指導をするため

2. 委託先又は指定管理者が取り扱う個人情報の重要度に応じ、委託事業者又は指定管理者の選定に関する選定基準等を定めているか。〈第2号〉		
☑	選定に使用した選定基準等	
☑ ①	個人情報に係る外部委託契約仕様書の特記ガイドライン	
3. 委託先又は指定管理者に係る契約条項(第3号)		
・契約の締結に当たり、次の事項を契約書等に明記するか。〈第3号〉		
☑	契約書等への記載事項	契約書に記載しない場合、その理由と代替措置
☑ ②	個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務に関する事項〈第3号ア〉	仕様書に記載する
☑ ③	【外部委託の場合】再委託の制限又は事前承認等の再委託に係る条件等に関する事項(当該再委託先が、委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。))である場合も同様とする。)<第3号イ>	仕様書に記載する
無 ④	【指定管理者の場合】委託の制限又は事前承認等の委託に係る条件等に関する事項(当該委託先が、指定管理者の子会社である場合も同様とする。)<第3号ウ>	
☑ ⑤	個人情報の第三者への提供の制限に関する事項〈第3号エ〉	仕様書に記載する
☑ ⑥	個人情報の複製等の制限に関する事項〈第3号オ〉	仕様書に記載する
☑ ⑦	個人情報の安全管理措置に関する事項〈第3号カ〉	仕様書に記載する
☑ ⑧	個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項〈第3号キ〉	仕様書に記載する
☑ ⑨	委託終了時における個人情報の消去、媒体の返還及び廃棄に関する事項〈第3号ク〉	仕様書に記載する
☑ ⑩	法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項〈第3号ケ〉	仕様書に記載する
☑ ⑪	【外部委託の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(再委託先の監査等に関する事項を含む。)<第3号コ>	仕様書に記載する
無 ⑫	【指定管理者の場合】契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び指定管理者における個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(指定管理者の委託先の監査等に関する事項を含む。)<第3号サ>	
☑ ⑬	関係法令の遵守に関する事項〈第3号シ>	仕様書に記載する
4. 委託先又は指定管理者に係る確認事項(第4号、第6号～第10号)		
・委託先又は指定管理者に業務を行わせるに当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。〈第4号、第6号～第10号〉		
☑	確認事項	確認事項への具体的対応・代替措置等
☑ ⑭	委託先又は指定管理者における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するか。〈第4号〉	情報管理責任者の役職・氏名、情報の管理体制、従事する従業員の役職・氏名・役割等を示した管理体制図の提出を求める。
☑ ⑮	委託する業務又は指定管理者が行う業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認を行うか。〈第6号〉	特記事項遵守事項の報告を受けることとし、報告内容に不備・疑問点がある場合には、実地検査を行うこととする。
☑ ⑯	【外部委託の場合】委託先が再委託を行う場合、委託先に、再委託先に行わせる業務の内容、取り扱わせる保有個人情報の範囲及びその妥当性の確認並びに①～⑭の措置を講じさせ、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて委託先を通じて又は個人情報保護管理責任者自らが⑯の措置を実施するか。(保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合(再々委託以降に委託を行う場合を含む。))を含む。)<第7号>	再委託は行わない。
無 ⑰	【指定管理者の場合】指定管理者が委託を行う場合、指定管理者に、⑯の外部委託の例により必要な措置を講じさせるか。〈第8号〉	
☑ ⑱	委託先又は指定管理者に個人情報を提供するに当たり、漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、委託する業務又は指定管理者が行う業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容その他の事情を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずるか。〈第9号〉	提供する個人情報は全て業務に必要であるため、当該措置は実施しない。
☑ ⑲	委託先又は指定管理者との個人情報の授受に当たり、漏えい等を防止するために必要な措置を講ずるか。〈第10号〉	電子メールで授受を行う際は、パスワードを設定する。 紙媒体での授受の際は、窓口で直接行う。 磁気媒体の授受の際は、磁気媒体にパスワードを設定し、窓口で直接行う。

杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準 自己点検表

対象業務名	害虫・ねずみ等駆除に関する業務			
主管部課名	環境部環境課			
該当	点検事項	新規・変更	実施予定年月日	根拠法令等
	個人情報の保有等		令和 年 月 日	
	外部委託		令和 年 月 日	
	指定管理		令和 年 月 日	
	労働者派遣		令和 年 月 日	
	目的外利用		令和 年 月 日	
	外部提供		令和 年 月 日	
○	電算入力	新規	令和 8年7月1日	
	外部結合		令和 年 月 日	
案件の概要	区では、こん虫(スズメバチ等)、有害鳥獣(ハクビシン、アライグマ、カラス)の防除サービス事業を、杉並区ねずみ・こん虫・有害鳥獣等の防除実施要綱に基づき実施している。 当該防除サービス事業は、現在、紙の帳簿により実績管理を行っているが、今後は、ファイルで資料を作成・管理することで、実績の統計や履行状況の確認等、事務の効率化を図る。 【電算入力】 こん虫(スズメバチ等)、有害鳥獣(ハクビシン、アライグマ、カラス)の防除サービス事業で必要な情報を管理するために「管理番号」等6項目の電算記録を行う。			
デジタル・セキュリティ部会での審議結果	令和 年 月 日 報告了承 以下のとおり ()			
備考				

電子計算組織への記録

電子計算組織 の名称	害虫・ねずみ等駆除に関する管理システム		
利用業務	No	利用業務名	利用部課名
	1	害虫・ねずみ等駆除	環境課
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		

項番	記録の項目
1	管理番号
2	受付日
3	依頼者住所
4	依頼者氏名
5	依頼者電話番号
6	担当者氏名
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

項番	記録の項目
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	

自己点検表⑤-1(電算入力)

業務の名称	害虫・ねずみ等駆除に関する業務
主管部課名	環境部環境課
業務の根拠法令等	杉並区ねずみ・こん虫・有害鳥獣等の防除実施要綱
利用目的(全体)	ねずみ・こん虫・有害鳥獣等の駆除、撤去に関する依頼について、集計及び実績管理を行う。

システム名	害虫・ねずみ等駆除の実績管理システム
区の機関が管理する電子計算組織への記録を行う業務の内容 (電子計算組織の処理内容・利用方法)	防除サービス事業の依頼に必要な情報を管理するため

No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)	No	区の機関が管理する電子計算組織に記録する保有個人情報 ※下線は要配慮個人情報	1. 電子計算組織に記録する保有個人情報の範囲及び妥当性(第1号)
		業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 <第1号>			業務の実施に当たり、当該保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録する必要があるか。 <第1号>
		☒ 電子計算組織への記録が必要な理由			☒ 電子計算組織への記録が必要な理由
1	管理番号	☒ 正確で効率的な事務処理を実施するため	11		☐
2	受付日	☒ 正確で効率的な事務処理を実施するため	12		☐
3	依頼者住所	☒ 正確で効率的な事務処理を実施するため	13		☐
4	依頼者氏名	☒ 正確で効率的な事務処理を実施するため	14		☐
5	依頼者電話番号	☒ 正確で効率的な事務処理を実施するため	15		☐
6	担当者氏名	☒ 正確で効率的な事務処理を実施するため	16		☐
7		☐	17		☐
8		☐	18		☐
9		☐	19		☐
10		☐	20		☐

自己点検表⑤-2(電算入力)

業務の名称	害虫・ねずみ等駆除に関する業務に関する業務
主管部課名	環境部環境課
業務の根拠法令等	杉並区ねずみ・こん虫・有害鳥獣等の防除実施要綱
利用目的(全体)	ねずみ・こん虫・有害鳥獣等の駆除、撤去に関する依頼について、集計及び実績管理を行う。

2. 電子計算組織に係る確認事項(第2号～第5号)														
・保有個人情報を区の機関が管理する電子計算組織に記録するに当たっての確認事項<第2号>														
☒	①	対象者数 <第2号ア>	1000	人	☒	②	操作員数 <第2号イ>	5	人	☒	③	操作員種別 <第2号ウ>	区職員	操作員の詳細 <第2号ウ関連>
☒	④	データ処理件数 <第2号エ>	1000	件	☒	⑤	操作端末種別 <第2号オ>	内部情報系端末 (switchPC)	(その他の場合) 操作端末の詳細 <第2号オ関連>					
・区の機関が管理する電子計算組織への記録に当たり、以下の事項についてどのような措置を施すか。<第3号～第5号>														
確認事項								確認事項への具体的対応・代替措置等						
☒	⑥	保有個人情報の秘匿性等その内容(※)に応じて必要な措置を行うか。<第3号> ※特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度など						☒	バックアップ	自動で日次バックアップを行う。				
								☒	データの暗号化	システム環境はインターネットから分離されている。				
								☒	ログの取得管理	システムへのアクセスログを取得する。				
								☒	パスワード認証	個人のIDとパスワード認証を行う。また、パスワードは90日に1度変更を行う。				
								無	ICカード認証					
								☒	生体認証	区職員PCのログインに当たっては、生体認証を導入している。				
								☒	データ持ち出し管理ソフトの導入	区職員PCにはデータ持ち出し管理ソフトを導入している。				
								☒	ウイルス対策ソフトの導入	区職員PCにはウイルス対策ソフトを導入している。				
								☒	無停電電源装置(UPS)の導入	サーバに無停電電源装置を導入している。				
								無	(その他)					
☒	⑦	アクセスする権限を有する職員等の範囲及び権限の内容を、業務を行う上で必要最小限の範囲に限定しているか。<第4号>						生活環境担当の職員に限定している。						
☒	⑧	保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、保有個人情報の複製及び送信並びに保有個人情報が記録された媒体の外部への送付及び持ち出しができる場合を必要最小限に限定しているか。<第5号>						保有個人情報の複製及び送信を行うことはない。保有個人情報が記載された媒体の外部への送付及び持ち出しは行わない。						